

令和 3 年 度
公 共 用 水 域 等 の 水 質 測 定 計 画

令和 3 年 3 月
広 島 県

目 次

I 計画の概要

1 趣旨	1
2 根拠法令	1
3 測定機関	1
4 測定期間	1
5 測定対象及び測定地点	1
6 測定項目及び測定回数	2
7 主な変更点	3

II 計画の詳細

1 公共用水域（水質・底質）

(1) 目的	4
(2) 測定期間	4
(3) 測定機関及び対象水域	4
第1-1図 BOD及びCODに係る測定対象水域一覧図	5
第1-2図 窒素及び磷に係る測定対象水域一覧図	6
(4) 測定方法	7
(5) 測定結果の報告	8
(6) 事故・災害時の対応	8
別表1 水質の分析方法及び定量限界値等	9
別表2 底質の分析方法	12
表1 水質測定計画一覧表（河川関係）	13
表2 水質測定計画一覧表（湖沼関係）	19
表3 水質測定計画一覧表（海域関係）	20
表4 底質測定計画一覧表（河川関係）	24
表5 底質測定計画一覧表（海域関係）	25

2 地下水

(1) 目的	26
(2) 測定期間	26
(3) 測定機関及び対象水域	26
(4) 測定方法	26
(5) 測定結果の報告	27
別表3 地下水の分析方法及び定量限界値等	28
表6 地下水水質測定計画一覧表	29

3 測定点配置図

(1) 底質調査測定点配置図	31
(2) 地下水調査測定点配置図	34

I 計画の概要

I 計画の概要

1 趣旨

県の区域に属する公共用水域（底質を含む）及び地下水の水質状況を常時監視するため、関係機関と連携を図り、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定め、令和3年度の水質測定計画を作成する。

2 根拠法令

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条

3 測定機関【13機関】

中国地方整備局，広島県，広島市，呉市，福山市，東広島市，廿日市市，三原市，竹原市，大竹市，庄原市，熊野町，坂町

4 測定期間

令和3年4月から令和4年3月

5 測定対象及び測定地点

(1) 水質及び底質

測定機関	測定対象水域	
	水 質	底 質
中国地方整備局	小瀬川，太田川，芦田川，江の川	
	弥栄ダム貯水池（弥栄湖），温井ダム貯水池（龍姫湖），八田原ダム貯水池（芦田湖），土師ダム貯水池（八千代湖）	
広島県	小瀬川，永慶寺川，御手洗川，可愛川，太田川，瀬野川，二河川，黒瀬川，高野川，三津大川，木谷郷川，賀茂川，沼田川，和久原川，栗原川，藤井川，芦田川，江の川，高梁川	
	渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池），小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖），三川ダム貯水池（神農湖），帝釈川ダム貯水池（神竜湖）	
	広島湾西部，広島湾，安芸津・安浦地先，燧灘北西部	
広島市	岡ノ下川，八幡川，太田川，瀬野川，矢野川	八幡川，太田川，瀬野川
	広島湾	広島湾
呉市	二河川，大屋大川，吉浦大川，堺川，黒瀬川，大谷川，広東大川，錦川，野呂川	二河川，黒瀬川
	呉地先，安芸津・安浦地先	呉地先
竹原市	賀茂川	
	燧灘北西部	
三原市	畑岡川，沼田川，西野川，芦田川	
福山市	藤井川，本郷川，羽原川，山南川，芦田川，手城川，大門水路，高梁川	
	燧灘北西部，備讃瀬戸	備讃瀬戸
庄原市	江の川	
大竹市	小瀬川	

東広島市	太田川，瀬野川，黒瀬川，沼田川	
廿日市市	毛保川	
坂町	総頭川	
熊野町	二河川	
測定地点	河川	38 水系 227 地点
	湖沼	8 水域 8 地点
	海域	6 海域 67 地点
		5 水系 12 地点
		3 海域 14 地点

(2) 地下水

測定機関	測定対象地域	測定地点
中国地方整備局	太田川の流域	52 地点 (概況調査 38 地点 継続監視調査 13 地点 汚染井戸周辺地区調査 1 地点)
広島県	広島市，呉市及び福山市を除く県の区域	
広島市	広島市の区域	
呉市	呉市の区域	
福山市	福山市の区域	
東広島市	東広島市の区域	

6 測定項目及び測定回数

(1) 水質

区分	測定項目	年間測定回数
観測項目	流量，水深，気温，水温，色相，臭気，透視度	1 ～ 12
生活環境項目 (13)	水素イオン濃度 (pH)，生物化学的酸素要求量 (BOD)，化学的酸素要求量 (COD)，浮遊物質 (SS)，溶存酸素量 (DO)，大腸菌群数，全窒素，全リン，ノルマルヘキサン抽出物質 (油分等)，全亜鉛，ノニルフェノール，直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩，下層 DO	
要測定指標 (2)	透明度，大腸菌数	1 ～ 12
健康項目 (27)	カドミウム，全アンモニア，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，アルキル水銀，PCB，ジクロロメタン，四塩化炭素，1,2-ジクロロエタン，1,1-ジクロロエチレン，シス-1,2-ジクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，1,1,2-トリクロロエタン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1,3-ジクロロプロペン，チオラム，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素，ふっ素，ほう素，1,4-ジオキサン	1 ～ 12
特殊項目 (4)	銅，鉄，マンガン，クロム	1 ～ 12
要監視項目 (27)	クロロホルム，トランス-1,2-ジクロロエチレン，1,2-ジクロロプロペン，p-ジクロロベンゼン，イソキサチオン，ダイアジノン，フェニトロチオン，イソプロチオラン，オキシ銅，クロロクロニル，プロピザミド，EPN，ジクロルボス，フェノプロカルブ，イプロベンホス，クロロニトロフェン，トルエン，キシレン，フタル酸ジエチルヘキシル，ニッケル，モリブデン，アンチモン，クロロエチレン，エピクロロヒドリン，全マンガン，ウラン，PFOS 及び PFOA	1 ～ 12
水生生物の保全に係る要監視項目 (6)	クロロホルム，フェノール，ホルムアルデヒド，4-tert-オクチルフェノール，アニリン，2,4-ジクロロフェノール	1
その他の項目 (13)	アンモニア態窒素，亜硝酸性窒素，硝酸性窒素，有機態窒素，磷酸態リン，クロロフィル a，全有機炭素 (TOC)，塩素イオン，濁度，メチレンブルー活性物質，電気伝導度，トリハロメタン生成能，ふん便性大腸菌群数	1 ～ 12

(2) 底質

区分	測定項目	測定回数
観測項目 (5)	気温, 水温, 泥温, 外観, 臭気	1
一般項目 (8)	水素イオン濃度(pH), 化学的酸素要求量(COD), 強熱減量, 硫化物, 含水率, 酸化還元電位, 全窒素, 全磷	
健康項目 (7)	カドミウム, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB	
特殊項目 (6)	銅, 亜鉛, 鉄, マンガン, クロム, ニッケル	
その他の 項目(4)	アンモニア態窒素, 亜硝酸態窒素, 硝酸態窒素, 磷酸態磷	

(3) 地下水

区分	測定項目	測定回数
健康項目 (28)	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, クロロエチレン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン	1 ~ 2
その他の 項目(3)	塩素イオン, 全窒素, 全磷	1 ~ 2

7 主な変更点

(1) 水質

健康項目及び特殊項目の測定地点, 測定回数の変更等の見直しを行った。
要監視項目に PFOS 及び PFOA を追加した。

(2) 地下水

地下水概況調査の測定地点を変更した。

(3) 底質

変更点なし。

Ⅱ 計画の詳細

1 公共用水域（水質，底質）

Ⅱ 計画の詳細

1 公共用水域（水質・底質）

(1) 目的

この計画は、県の区域に属する公共用水域の水質状況を常時監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、水質及び底質の測定について必要な事項を定める。

(2) 測定期間

令和3年4月から令和4年3月までとする。

(3) 測定機関及び対象水域

測定機関及び対象水域は、次のとおりである。

測定機関	測定対象水域（河川・湖沼・海域）
中国地方整備局	小瀬川，太田川，芦田川，江の川 弥栄ダム貯水池（弥栄湖），温井ダム貯水池（龍姫湖）， 八田原ダム貯水池（芦田湖），土師ダム貯水池（八千代湖）
広島県	小瀬川，永慶寺川，御手洗川，可愛川，太田川，瀬野川，二河川，黒瀬川， 高野川，三津大川，木谷郷川，賀茂川，沼田川，和久原川，栗原川，藤井川， 芦田川，江の川，高梁川 渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池），小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）， 三川ダム貯水池（神農湖），帝釈川ダム貯水池（神竜湖） 広島湾西部，広島湾，安芸津・安浦地先，燧灘北西部
広島市	岡ノ下川，八幡川，太田川，瀬野川，矢野川 広島湾
呉市	二河川，大屋大川，吉浦大川，堺川，黒瀬川，大谷川，広東大川，錦川，野呂川 呉地先，安芸津・安浦地先
竹原市	賀茂川 燧灘北西部
三原市	畑岡川，沼田川，西野川，芦田川
福山市	藤井川，本郷川，羽原川，山南川，芦田川，手城川，大門水路，高梁川 燧灘北西部，備讃瀬戸
庄原市	江の川
大竹市	小瀬川
東広島市	太田川，瀬野川，黒瀬川，沼田川
廿日市市	毛保川
坂町	総頭川
熊野町	二河川

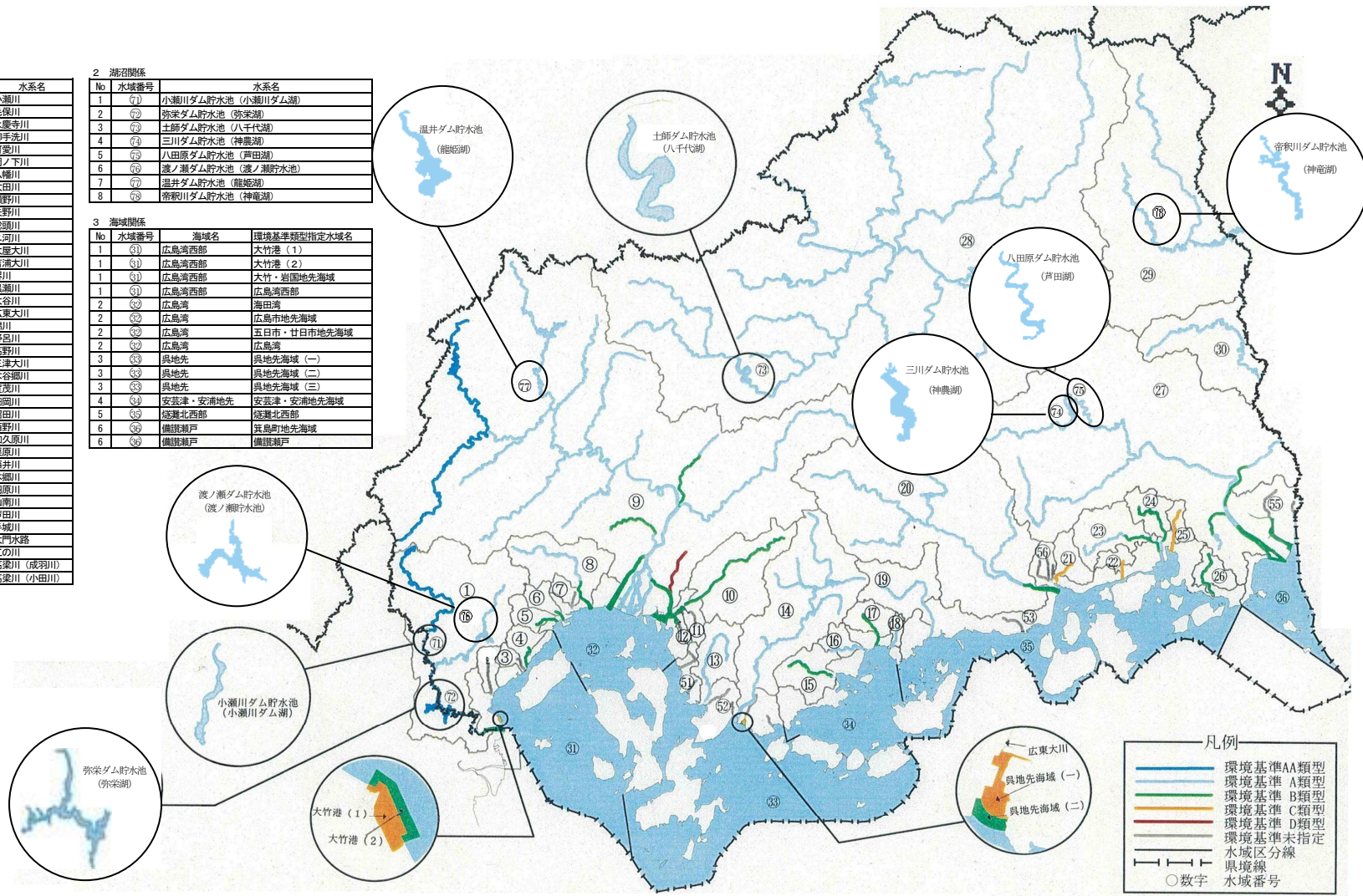
なお、これらの測定対象水域は第1－1図，第1－2図のとおり。

第1-1図 BOD及びCODに係る測定対象水域一覧図

1 河川関係		
No	水域番号	水系名
1	(1)	小瀬川
2	(2)	毛鷲川
3	(3)	永慶寺川
4	(4)	御手洗川
5	(5)	可愛川
6	(6)	岡ノ下川
7	(7)	八幡川
8	(8)	太田川
9	(9)	瀬野川
10	(10)	矢野川
11	(11)	総瀬川
12	(12)	三河川
13	(13)	大屋大川
14	(14)	吉浦大川
15	(15)	堺川
16	(16)	黒瀬川
17	(17)	大谷川
18	(18)	広東大川
19	(19)	鶴川
20	(20)	野呂川
21	(21)	高野川
22	(22)	三津大川
23	(23)	木谷川
24	(24)	賀茂川
25	(25)	畑岡川
26	(26)	沼田川
27	(27)	西野川
28	(28)	和久原川
29	(29)	東原川
30	(30)	藤井川
31	(31)	木瀬川
32	(32)	羽原川
33	(33)	山南川
34	(34)	戸田川
35	(35)	手塚川
36	(36)	大門水路
37	(37)	江の川
38	(38)	高瀬川 (成羽川)
39	(39)	高瀬川 (小田川)

2 湖沼関係		
No	水域番号	水系名
1	(1)	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)
2	(2)	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)
3	(3)	土師ダム貯水池 (八千代湖)
4	(4)	三川ダム貯水池 (神農湖)
5	(5)	八田原ダム貯水池 (芦田湖)
6	(6)	渡ノ瀬ダム貯水池 (渡ノ瀬貯水池)
7	(7)	温井ダム貯水池 (龍姫湖)
8	(8)	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)

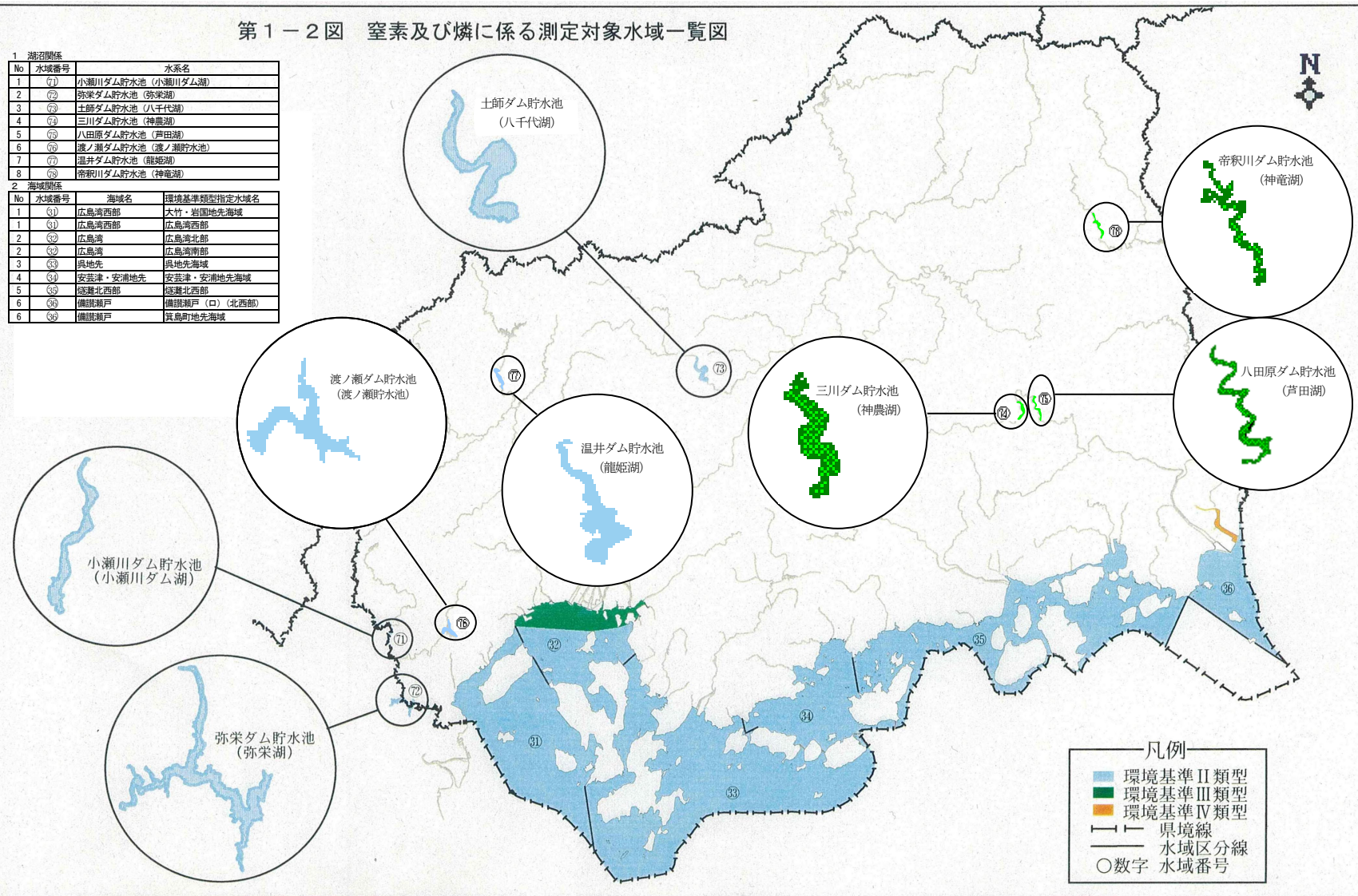
3 海域関係			
No	水域番号	海域名	環境基準類型指定水域名
1	(1)	広島湾西部	大竹港 (1)
1	(1)	広島湾西部	大竹港 (2)
1	(1)	広島湾西部	大竹・岩国地先海域
1	(1)	広島湾西部	広島湾西部
2	(2)	広島湾	海田湾
2	(2)	広島湾	広島市地先海域
2	(2)	広島湾	五日市・廿日市地先海域
2	(2)	広島湾	広島湾
3	(3)	呉地先	呉地先海域 (一)
3	(3)	呉地先	呉地先海域 (二)
3	(3)	呉地先	呉地先海域 (三)
4	(4)	安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域
5	(5)	徳島北西部	徳島北西部
6	(6)	徳島瀬戸	徳島瀬戸
6	(6)	徳島瀬戸	徳島瀬戸



第1-2図 窒素及び磷に係る測定対象水域一覧図

1 湖沼関係		
No	水域番号	水系名
1	⑦①	小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）
2	⑦②	弥栄ダム貯水池（弥栄湖）
3	⑦③	土師ダム貯水池（八千代湖）
4	⑦④	三川ダム貯水池（神農湖）
5	⑦⑤	八田原ダム貯水池（芦田湖）
6	⑦⑥	渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）
7	⑦⑦	温井ダム貯水池（龍姫湖）
8	⑦⑧	帝釈川ダム貯水池（神竜湖）

2 海域関係		
No	水域番号	環境基準類型指定水域名
1	⑧①	広島湾西部 大竹・岩国地先海域
1	⑧①	広島湾西部 広島湾西部
2	⑧②	広島湾 広島湾北部
2	⑧②	広島湾 広島湾南部
3	⑧③	呉地先 呉地先海域
4	⑧④	安芸津・安浦地先 安芸津・安浦地先海域
5	⑧⑤	徳島北西部 徳島北西部
6	⑧⑥	備前瀬戸 備前瀬戸（口）（北西部）
6	⑧⑥	備前瀬戸 呉島貯池先海域



(4) 測定方法

ア 測定項目は、原則として次の区分のとおりとする。

(ア) 水質

区 分	測 定 項 目
観 測 項 目	流量、水深、気温、水温、色相、臭気、透視度
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質 (油分等)、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、下層 DO
要測定指標	透明度、大腸菌数
健 康 項 目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
特 殊 項 目	銅、鉄、マンガン、クロム
要監視項目	クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントチオン、イソプロチオン、オキシ銅、クロタニル、プロピザミド、EPN、ジクロロホス、フェノプロカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及び PFOA
水生生物の保全に係る要監視項目	クロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール
そ の 他 の 項 目	アンモニア態窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機態窒素、リン酸態リン、クロフィル a、全有機炭素 (TOC)、塩素イオン、濁度、メチレンブルー活性物質、電気伝導度、トリハロメタン生成能、ふん便性大腸菌群数

(イ) 底質

区 分	測 定 項 目
観 測 項 目	気温、水温、泥温、外観、臭気
一 般 項 目	水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、強熱減量、硫化物、含水率、酸化還元電位、全窒素、全リン
健 康 項 目	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB
特 殊 項 目	銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、ニッケル
そ の 他 の 項 目	アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、リン酸態リン

イ 測定地点、測定回数等

各水域の測定地点、測定項目、測定回数及び測定機関については、表 1 (水質：河川関係)、表 2 (水質：湖沼関係)、表 3 (水質：海域関係)、表 4 (底質：河川関係) 及び表 5 (底質：海域関係) のとおりである。

なお、測定回数は次の区分による。

(ア) 通年調査

各水域の重要な地点において、年間を通じて、各月の 1 日につき 1 回以上実施する測定をいう。

(イ) 通日調査

日間の水質変動が大きい地点において、1 日につき 2 時間間隔で 13 回以上実施する測定をいう。

(ウ) 一般調査

原則として、年に4回以上実施する測定をいう。

ウ 分析方法

(ア) 水質

分析の方法等は、原則として別表1のとおりとする。

なお、これらに定めのない項目及びこの方法によらない場合は、測定結果報告の際に特記するものとする。

(イ) 底質

分析の方法は、原則として別表2のとおりとする。

(5) 測定結果の報告

各測定機関の長は、測定終了後、その測定結果をExcelのデータにより、当月分を翌月の末日までに知事に通知するものとする。

ただし、健康項目について水質環境基準値を超えた場合には、その都度、速やかに知事へ通知するものとする。

また、要測定指標の測定結果について、水質汚濁防止法政令市の長は、測定終了後、その測定結果を、平成25年3月25日付け環水大水発第1303251号「要測定指標等の測定の実施について」の別添4 要測定指標報告要領に従い記入したExcelのデータにより、知事に通知するものとする。

(6) 事故・災害時の対応

事故・災害等の発生により、河川等の汚染やその拡散が懸念され、その影響の把握が急務と考えられる場合には、関係機関と連携して、迅速に調査を行うものとする。

別表 1
水質の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
流量		m ³ /s	小数点以下 2 桁	
水深		m	" 1 桁	
気温、水温		℃	" 1 桁	
透視度		c m	" 1 桁	
pH			" 1 桁	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（以下「公共用水域告示」という。））別表 2 に掲げる方法（日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法）
DO	0.5	mg/L	" 1 桁	同上（規格 K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法）
BOD	0.5	mg/L	" 1 桁	同上（規格 K0102 の 21 に定める方法）
COD	0.5	mg/L	" 1 桁	同上（規格 K0102 の 17 に定める方法）
SS	1	mg/L	整数部分	同上（公共用水域告示付表 9 に掲げる方法）
大腸菌群数		MPN/100mL	"	同上（最確数による定量法）
ノルマヘキサン抽出物質	0.5	mg/L	小数点以下 1 桁	同上（公共用水域告示付表 14 に掲げる方法）
全窒素	0.05	mg/L	" 2 桁	同上（規格 K0102 の 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法（ただし、海域は 45.4 又は 45.6 に定める方法））
全リン	0.003	mg/L	" 3 桁	同上（規格 K0102 の 46.3 に定める方法）
全亜鉛	0.001	mg/L	" 3 桁	同上（規格 K0102 の 53 に定める方法）
ノニルフェノール	0.00006	mg/L	" 5 桁	同上（公共用水域告示付表 11 に掲げる方法）
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	mg/L	" 4 桁	同上（公共用水域告示付表 12 に掲げる方法）
下層 DO	0.5	mg/L	" 1 桁	同上（規格 K0102 の 32 に定める方法又は公共用水域告示付表 13 に掲げる方法）
透明度		m	" 1 桁	要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施について（平成 25 年 3 月 25 日環境省水・大気環境局水環境課長協力依頼（以下「協力依頼」という。））の別添 1 に定める方法
大腸菌数		MPN/100mL 又は 個/100mL	整数部分	協力依頼別添 2 に定める方法
カルシウム	0.0003	mg/L	小数点以下 4 桁	公共用水域告示別表 1 に掲げる方法（規格 K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法）
全アンモニア	0.1	mg/L	" 1 桁	同上（規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は 38.1.2 及び 38.5 に定める方法）又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.005	mg/L	" 3 桁	同上（規格 K0102 の 54 に定める方法）
六価クロム	0.02	mg/L	" 2 桁	同上（規格 K0102 の 65.2 に定める方法（ただし 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.005	mg/L	" 3 桁	同上（規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法）
総水銀	0.0005	mg/L	" 4 桁	同上（公共用水域告示付表 2 に掲げる方法）
アルキル水銀	0.0005	mg/L	" 4 桁	同上（公共用水域告示付表 3 に掲げる方法）
PCB	0.0005	mg/L	" 4 桁	同上（公共用水域告示付表 4 に掲げる方法）
ジクロロメタン	0.002	mg/L	" 3 桁	同上（規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法）
四塩化炭素	0.0002	mg/L	" 4 桁	同上（規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法）
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L	" 4 桁	同上（規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法）
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	" 3 桁	同上（規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法）
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L	" 3 桁	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/L	" 4 桁	同上（規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法）
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/L	" 4 桁	
トリクロロエチレン	0.001	mg/L	" 3 桁	
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L	" 4 桁	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	mg/L	" 4 桁	同上（規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法）

チウラム	0.0006	mg/L	〃 4 桁	同上(公共用水域告示付表 5 に掲げる方法)
シマジン	0.0003	mg/L	〃 4 桁	同上(公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
チオベンカルブ	0.002	mg/L	〃 3 桁	同上(規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法)
ベンゼン	0.001	mg/L	〃 3 桁	同上(規格 K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法)
セレン	0.002	mg/L	〃 3 桁	同上(規格 K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.01	mg/L	〃 2 桁	同上(硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法, 亜 硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方 法)
硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃 3 桁	
亜硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃 3 桁	
ふっ素	0.08	mg/L	〃 2 桁	同上(規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又 は 34.1c) (注 (6) 第三文を除く。)に定める方法 (懸 濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存し ない場合にあっては, これを省略することができる。)及 び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法)
ほう素	0.01	mg/L	〃 2 桁	同上(規格 K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法)
1,4-ジ'オキサン	0.005	mg/L	〃 3 桁	同上(公共用水域告示付表 8 に掲げる方法)
銅	0.005	mg/L	〃 3 桁	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定め る排水基準に係る検定方法(昭和 49 年 9 月環境庁告示 第 64 号(以下「告示 2」という。))第 35 号に掲げる方 法 (規格 K0102 の 52.2, 52.3, 52.4 又は 52.5 に定め る方法)
鉄	0.1	mg/L	〃 1 桁	告示 2 第 37 号に掲げる方法 (規格 K0102 の 57.2, 57.3 又は 57.4 に定める方法)
マンガン	0.1	mg/L	〃 1 桁	告示 2 第 38 号に掲げる方法 (規格 K0102 の 56.2, 56.3, 56.4 又は 56.5 に定める方法)
クロム(全)	0.1	mg/L	〃 1 桁	告示 2 第 39 号に掲げる方法 (規格 K0102 の 65.1 に定 める方法)
クロロホルム	0.001	mg/L	〃 3 桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測 定方法及び要監視項目の測定方法について (平成 5 年 4 月 28 日環境庁水質保全局長通知(以下「通知」という。)) の別表に掲げる方法 (規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法)
トランス-1,2-ジ'クロロエチレン	0.001	mg/L	〃 3 桁	
1,2-ジ'クロロブ'ロベン	0.001	mg/L	〃 3 桁	
p-ジ'クロロベンゼン	0.001	mg/L	〃 3 桁	
イソキサチオン	0.0002	mg/L	〃 4 桁	同上(通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
ダ'イジ'ノン	0.0001	mg/L	〃 4 桁	
フェニトロチオン(MEP)	0.0002	mg/L	〃 4 桁	
イソ'ロチオラン	0.0005	mg/L	〃 4 桁	
オキシ銅(有機銅)	0.002	mg/L	〃 3 桁	同上(通知付表 2 に掲げる方法)
クロロクロニル(TPN)	0.0005	mg/L	〃 4 桁	同上(通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
ブ'ロビ'サ'ミト'	0.0001	mg/L	〃 4 桁	
EPN	0.0005	mg/L	〃 4 桁	
ジ'クロロホ'ス(DDVP)	0.0005	mg/L	〃 4 桁	
フェノブ'カルブ(BPMC)	0.0001	mg/L	〃 4 桁	
イブ'ロベンホ'ス(IBP)	0.0001	mg/L	〃 4 桁	
クロロニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/L	〃 4 桁	
トルエン	0.01	mg/L	〃 2 桁	同上(規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法)
キシレン	0.01	mg/L	〃 2 桁	
フタル酸ジ'エチルヘキシル	0.005	mg/L	〃 3 桁	同上(通知付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
ニッケル	0.001	mg/L	〃 3 桁	同上(規格 K0102 の 59.3 に定める方法又は通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法)
モリブ'デ'ン	0.007	mg/L	〃 3 桁	同上(規格 K0102 の 68.2 に定める方法又は通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法)
クロロエチレン	0.0002	mg/L	〃 4 桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の 施行等について (平成 16 年 3 月 31 日環境省水環境部 長通知 (以下「通知 2」という。) 付表 1 に掲げる方法
エビ'クロロヒト'リン	0.00004	mg/L	〃 5 桁	同上(通知 2 付表 2 に掲げる方法)
全マンガン	0.005	mg/L	〃 3 桁	同上(規格 K0102 の 56.2, 56.3, 56.4 又は 56.5 に定め る方法 (準備操作は規格によるほか, 海水など塩類を 多く含む試料を分析する場合にあっては, 必要に応じ 試料を希釈することとする。))
ウラン	0.0002	mg/L	〃 4 桁	同上(通知 2 付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
PFOS 及び PFOA	0.0000003	mg/L	〃 7 桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の 施行等について (令和 2 年 5 月 28 日環境省水・大気環 境局長通知) 付表 1 に掲げる方法
アンチモン	0.001	mg/L	〃 3 桁	同上(通知 2 付表 5 の第 1, 第 2 又は第 3 に掲げる方法)

フェノール	0.001	mg/L	〃 3桁	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成15年11月5日環境省大気環境局長通知（以下「通知3」という。）付表1に掲げる方法
ホルムアルデヒド [*]	0.003	mg/L	〃 3桁	通知3付表2に掲げる方法
4-tert-オクチルフェノール	0.00003	mg/L	〃 5桁	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成25年3月27日環境省水・大気環境局長通知（以下「通知4」という。）付表1に掲げる方法
アニリン	0.002	mg/L	〃 3桁	通知4付表2に掲げる方法
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	mg/L	〃 4桁	通知4付表3に掲げる方法
塩素イソ	0.1	mg/L	有効数字 3桁	規格 K0102 の 35 に定める方法
アンモニア態窒素	0.01	mg/L	小数点以下2桁	規格 K0102 の 42.2, 42.3, 42.5 又は 42.6 に定める方法
磷酸態磷	0.003	mg/L	〃 3桁	規格 K0102 の 46.1 に定める方法
TOC	0.2	mg/L	〃 1桁	協力依頼別添3に定める方法
クロロフィル a	0.5	mg/m ³	〃 1桁	海洋観測指針
トリハロメタン生成能	0.001	mg/L	〃 3桁	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成7年6月16日、環境庁告示第30号）
クロロホルム生成能	0.001	mg/L	〃 3桁	
ジブromクロロメタン生成能	0.001	mg/L	〃 3桁	
ブromホルム生成能	0.001	mg/L	〃 3桁	
ふん便性大腸菌群数	2	個/100mL	整数部分	河川水質試験方法による標準法

- 1 表示桁数欄中、DO以下の特記するもののほかは、有効数字2桁とし、有効数字3桁目を切り捨てる。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも定量下限値未満の場合に定量下限値未満とする。2物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

別表 2

底質の分析方法

測定項目	分析方法
pH	「水質汚濁調査指針」（松江吉行著）による。
化学的酸素要求量	「底質調査方法」（平成 24 年 8 月，環境省水・大気環境局長通知）による。
強熱減量	
硫化物	
全窒素	
全燐	
カルシウム	
鉛	
六価クロム	
砒素	
総水銀	
アルキル水銀	
PCB	
亜鉛	
銅	
鉄	
マンガン	
クロム	
ニッケル	
アンモニア態窒素	
亜硝酸態窒素	
硝酸態窒素	
有機態窒素	「瀬戸内海栄養塩類収支挙動調査のための水質試験方法」 (昭和 50 年 10 月，環境庁水質保全局通知) による。
磷酸態燐	「底質調査方法」（平成 24 年 8 月，環境省水・大気環境局長通知）による。
全有機炭素	

表1 水 質 測 定 計 画 一 覧 表 (河 川 関 係)

水系名		小瀬		毛保		御手洗		可愛		岡ノ下		八幡		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田		太田	
-----	--	----	--	----	--	-----	--	----	--	-----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

水系名		黒瀬川																				大谷川		広東川		錦川		野呂川		高野川		三津大川		木谷郷川		賀茂川		畑岡川			
河川名		黒瀬川																				大谷川		広東川		錦川		野呂川		高野川		三津大川		木谷郷川		賀茂川		畑岡川			
地点統一番号		216	218	219	28	281	28	220	28	282	28	黒瀬川	三永	黒瀬川	温井	古河	古板	黒瀬川	イラスケ川	300	301	302	28	28	28	28	222	223	224	58	58	59	60	61	226	36	227	36	36	29	
測定地点		番	号	1	14	1	1	1	1	1	1	黒瀬川	高瀬川	黒瀬川	温井	古河	古板	黒瀬川	イラスケ川	300	301	302	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
測定地点		名	称	大新小	米深切	川川川	川川川	川川川	川川川	川川川	川川川	和泉橋上	三永貯水池入口	高瀬川下	黒瀬川上	温井上	古河川	古板橋	縫のイラスケ	伊光竹	光路	笹野	呉・黒瀬境界	芋福池	二級光寺	真光橋	豊栄橋	えびす	錦川	野呂川	浦風	三下	津小学校	防格納庫	室貴橋	権現橋	上取水口	朝日合流点			
BOD等に係る環境基準類型																																									
BOD等に係る環境基準点																																									
水生生物の保全に係る環境基準類型																																									
水生生物の保全に係る環境基準点																																									
調査区分																																									
測定回数																																									
生活環境項目		年一回採水回数	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	12	12	6	6	6	12	12	6		
		D	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	12	12	12	6	6	6	12	12	6
		BOD	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	12	12	12	6	6	6	12	12	6
		COD	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	12	12	12	6	6	6	12	12	6
		S	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	12	12	12	6	6	6	12	12	6
		大腸菌群数	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	12	12	12	6	6	6	12	12	6
		n-ヘプタン抽出物質(油分等)																																							
		全窒素	6	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	4	4				6	4	4	4	6	12	24	6	6	6	12	6	6	6	6	2	2	2	6	4	4
		全亜鉛	6	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	4	4				6	4	4	4	6	12	24	6	6	6	12	6	6	6	6	2	2	2	6	4	4
		ノニルフェノール	1	1	1									2	2					4																					
要測定指標																																									
健康項目		大腸菌数				12	12	12	12	12	12	12							4	12	12	12	12																		
		カドミウム	1	1	1																																				
		全シアン	1	1	1																																				
		鉛	1	1	1																																				
		六価クロム	1	1	1																																				
		砒素	1	1	1																																				
		総水銀	1	1	1																																				
		アルキル水銀	1	1	1																																				
		P																																							
		ジクロロメタン																																							
項目		四塩化炭素																																							
		1,2-ジクロロエタン																																							
		1,1-ジクロロエチレン																																							
		シス-1,2-ジクロロエチレン																																							
		1,1,1-トリクロロエタン																																							
		1,1,1,2-トリクロロエタン																																							
		トリクロロエチレン																																							
		テトラクロロエチレン																																							
		1,3-ジクロロプロペン																																							
		チウラム																																							
項目		シマジン																																							
		チオベンカルブ																																							
		ベンゼン																																							
		セレン																																							
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																																							
		ふっ素																																							
		ほう素																																							
		1,4-ジオキサソ																																							
		銅	1	1	1																																				
		鉄	1	1	1																																				
特殊項目		マンガン	1	1	1																																				
クロロホルム	1	1	1																																						
要監視項目		クロロホルム																																							
		トランス-1,2-ジクロロエチレン																																							
		1,2-ジクロロプロパン																																							
		p-ジクロロベンゼン																																							
		イソキサジン																																							
		フェニチオン(MEP)																																							
		イソプロチオン																																							
		オキシ銅(有機銅)																																							
		クロロタロニル(TPN)																																							
		プロピザミド																																							
項目		E																																							
		ジクロロボス(DDVP)																																							
		フェノカルブ(BPMC)																																							
		イソプロボス(IBP)																																							
		クロロニトロフェン(CNP)																																							
		トルシレン																																							
		キリン																																							
		フタル酸ジエチルヘキシル																																							
		ニッケル																																							
		モリブデン																																							

16

水 系 名		本郷川	羽原川	山南川	声田川																						手城川	声田川				大門水路						
河 川 名		本郷川	羽原川	山南川	声田川																						手城川	下井手水路	新渡幹線水路	鹿川地水路	水呑幹線水路	大門水路						
地 点 統 一 番 号		64111	65111	67111	91153	91154	91155	13154	13151	9112	24411	10246	24711	30611	1012	14251	15111	16111	17152	25211	17111	12286	30711	29011	31211	31311	14151	28711	28811	25411	25711	25811	25911	25912	26011	26111	26211	26311
測定地点	番 号	241011	25111	26111	27111	117	119	110	11916	112	113	1138	1134	1136	1138	1139	1142	1143	1146	1147	1148	1149	1150	115113	115115	1154	1155	1156	1152	1153	55111	1132	1122	1120	1119	1127	1128	1130
	名 称	荒神	吾妻神社	本矢	赤屋	久大	馬渡	久井工業団地入口	御調	府中	上戸	有手	神谷	神津	中原	吉野	横山	山崎	河手	観音	小国	信濃	四井	桶新	竹田	栄新	新井	神島	丸手	丸手	国道18号線バイパス陸橋	光南	松浜	箕島	釜屋	矢野	大津	
BOD等に係る環境基準類型		B	B	C	B	A	佐	橋	橋	口	A	A	橋	須	手	川	川	川	川	河	観	小	国	四	桶	川	池	橋	川	橋	A	橋	橋	橋	橋	橋	橋	
BOD等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎															
水生生物の保全に係る環境基準類型																																						
水生生物の保全に係る環境基準点																																						
調査区分	通年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	一般																																					
測定回数	年間日数	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12	4	4	4	12	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	一日採水回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
生活環境項目	D ₀	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12	4	4	4	12	12	4	12	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	B ₀ D ₀	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12	4	4	4	12	12	4	12	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	C ₀ D ₀	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12	4	4	4	12	12	4	12	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	S ₀ S ₀	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12	4	4	4	12	12	4	12	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	大腸菌群数	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12	4	4	4	12	12	4	12	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)																																					
	全窒素	12	12	12	6	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	12	12	4	12	12			12	12			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	全全焼	12	12	12	6	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	12	12	4	12	12			12	12			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	全亜鉛																																					
	ノニルフエノール																																					
	要測定指標	重メタルベンゼン系ホルムアルデヒド																																				
健康項目	大腸菌数	12	12	12						12	12		4	4	12			12	12			12	12															
	カドミウム	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	金シアン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	鉛	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	六価クロム	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	砒素	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	総水銀	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	アルキル水銀																																					
	P _C B ₀	1	1	1						1	1		1	1		1	1	1	1	1		1	1	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	ジクロロメタン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	四塩化炭素	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
項目	1,2-ジクロロエタン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1	1	
	1,1-ジクロロエチレン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	1,1,1-トリクロロエタン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	1,1,2-トリクロロエタン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	トリクロロエチレン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	テトラクロロエチレン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	1,3-ジクロロプロペン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	チウラム	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	シマジン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
	チオベンカルブ	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		
ベンゼン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1			
セレン	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1			
その他の項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	2						4	4		4	4		4	2	2	4	1		2	2	1			1	1		1		1	1	1	1	1		

[illegible]

表2

水 質 測 定 計 画 一 覧 表 (湖 沼 関 係)

水 系 名		小 瀬 川			太 田 川	戸 田 川		高 梁 川	江 の 川
湖 沼 名		渡ノ瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	三川ダム貯水池 (神農湖)	八田原ダム貯水池 (戸田湖)	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	土師ダム貯水池 (八千代湖)
地 点 統 一 番 号		506 I I I	503 I I I	502 I I I	507 I I I	504 I I I	505 I I I	508 I I I	501 I I I
測 定 地 点	番 号	76 I I	71 I I	72 I I	77 I I	74 I I	75 I I	78 I I	73 I I
	名 称	渡ノ瀬貯水池	小瀬川貯水池	弥栄貯水池えん堤	温井ダム堰堤	三川貯水池	八田原貯水池湖心	帝釈川貯水池	土師ダム湖心
COD等に係る環境基準類型		A	A	A	A	A	A	A	A
COD等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
全窒素・全磷に係る環境基準類型		II	II	II	II	III	III	III	II
全窒素・全磷に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
水生生物の保全に係る環境基準類型			生物A	生物A					生物B
水生生物の保全に係る環境基準点			◎	◎					◎
調査区分	通 年 一 般	○	○	○	○	○	○	○	○
	年 間 日 数		12	12	12	12	12	12	12
測定回数	一 日 採 水 回 数	1	1	1	1	1	1	1	1
	p H	36	36	36	36	36	36	36	36
生活環境項目	D O	36	36	36	36	36	36	36	36
	B O D	36	36	36	36	36	36	36	36
	C O D	36	36	36	36	36	36	36	36
	S S	36	36	36	36	36	36	36	36
	大腸菌群数	36	36	36	36	36	36	36	36
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	36	36	36	36	36	36	36	36
	全 窒 素	24	24	24	24	24	24	24	24
	全 全 窒 素	24	24	24	24	24	24	24	24
	全 全 窒 素	24	24	24	24	24	24	24	24
	ニルフェノール		4	4	4	4	4	4	4
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		4	4	4	4	4	4	4
	下 層 D O		12	12	12	12	12	12	12
	透 明 度	12	12	12	12	12	12	12	12
	大腸菌数			36	36		12		36
	カドミウム			2	4		1		2
健康項目	全 シ ア ン			2	4		1		2
	鉛			2	4		1		2
	六価クロム			2	4		1		2
	砒素			2	4		1		2
	総水銀			2	4		1		2
	アルキル水銀			2	4		1		2
	P C B			2	4		1		2
	ジクロロメタン			2	4		1		2
	四塩化炭素			2	4		1		2
	1,2-ジクロロエチレン			2	4		1		2
	1,1-ジクロロエチレン			2	4		1		2
	シス-1,2-ジクロロエチレン			2	4		1		2
	1,1,1-トリクロロエタン			2	4		1		2
	1,1,2-トリクロロエタン			2	4		1		2
	トリクロロエチレン			2	4		1		2
	テトラクロロエチレン			2	4		1		2
特殊項目	1,3-ジクロロプロペン			2	4		1		2
	チウラム			2	4		1		2
	シマジン			2	4		1		2
	チオベンカルブ			2	4		1		2
	ベンゼン			2	4		1		2
	セレン			2	4		1		2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			36	4		1		2
	ふっ素			2	4		1		2
	ほう素			2	4		1		2
	1,4-ジオキササン			2	4		1		2
	銅								
	鉄								
	マンガン				36				
	クロロホルム								
	クロロホルム								
要 監 視 項 目	トランス-1,2-ジクロロエチレン								
	1,2-ジクロロプロパン								
	p-ジクロロベンゼン								
	イソキサジチオン								
	ダイオキシン								
	フェニトロチオン(MEP)								
	イソプロチオラン								
	オキシシン銅(有機銅)								
	クロロタニール(TPN)								
	プロピザミド								
	EPN								
	ジクロロボス(DDVP)								
	フェノカルブ(BPMC)								
	イプロベンボス(IPP)								
	クロロニトロフェン(CNP)								
	トルエン								
その他の項目	キシレン								
	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル								
	モリブデン								
	アンチモン								
	クロロエチレン								
	エビクロロヒドリン								
	全マンガン								
	ウラン								
	4-tert-ブチルフェノール			2					1
	アフラトキシン			2					1
	2,4-ジクロロフェノール			2					1
	塩素イオン								
	アンモニア態窒素			36			36		36
	亜硝酸性窒素			36			36		36
	硝酸性窒素			36			36		36
	有機態窒素			36			36		36
	燃焼態窒素			36			36		36
測定機関名	クロロフィルa	12	12	36	12	12	36	12	36
	濁度			36	36		12		36
	メチレンブルー活性物質								
	DOC								
	電気伝導度								
	トリハロメタン生成能								4
	ふん便性大腸菌群数			12	36		12		12

注) 小瀬川貯水池のニルフェノール測定の日数は6日とする。

表3

水 質 測 定 計 画 一 覧 表 (海 域 関 係)

海 域 名		広 島 湾 西 部									広 島 湾						
C O D 等に係る環境基準類型指定水域名		大竹港 (1)	大竹・岩国 地先海域	広島湾西部				大竹港 (2)	大竹・岩国 地先海域		海田湾		広島湾		広島市地先海域		
地 点 統 一 番 号		611 1 2	613 1 1	614 1 60	614 1 1	614 1 2	614 1 62	612 1 1	613 1 2	613 1 3	615 1 1	615 1 51	618 1 1	616 1 51	616 1 53	616 1 54	
測 定 地 点	番 号	31 1 2	1 8	1 13	1 18	1 21	1 22 1 5	1 27	1 29	1 30	32 1 1	1 2	1 6	1 7	1 9	1 11	
	緯 度 ・ 経 度	34 132 1 1 13 14 1 1 28 25	34 132 1 1 14 14 1 1 2 12	34 132 1 1 14 15 1 1 18 9	34 132 1 1 12 17 1 1 21 42	34 132 1 1 15 20 1 1 21 33	34 132 1 1 9 17 1 1 12 51	34 132 1 1 13 14 1 1 38 19	34 132 1 1 12 15 1 1 56 21	34 132 1 1 11 15 1 1 41 57	34 132 1 1 21 30 1 1 24 51	34 132 1 1 21 29 1 1 18 57	34 132 1 1 19 28 1 1 15 41	34 132 1 1 20 27 1 1 30 27	34 132 1 1 21 26 1 1 0 3	34 132 1 1 21 25 1 1 18 3	
C O D 等に係る環境基準類型		C	A	A	A	A	A	B	A	A	B	B	A	A	A	A	
C O D 等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
全窒素・全燐に係る環境基準類型		II	II	II	II	II	II	II	II	II	III	III	II	III	III	III	
全窒素・全燐に係る環境基準点			◎		◎		◎		◎	◎			◎				
水生生物の保全に係る環境基準類型						生特A	生A										
水生生物の保全に係る環境基準点						◎	◎										
調査区分	通 年 一 般	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
測定回数	年 間 日 数	12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
生活環境項目	一 日 採 水 回 数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	p H	36	36		36	36		36	36	36	24	24	36	24	24	24	
	D O	36	36		36	36		36	36	36	24	24	36	24	24	24	
	B O D																
	C O D	36	36	36	36	36	12	36	36	36	24	24	36	24	24	24	
	S S										24	24	36	24	24	24	
	大 腸 菌 群 数	12	12		12	12		12	12	12	24	24	36	24	24	24	
	油 分 等	2	2		2	2		2	2	2	12	12	12	12	12	12	
	全 窒 素	12	12		12	24		12	12	12	12		12				
	全 燐	12	12		12	24		12	12	12	12		12				
	全 亜 鉛					4	4				12		12				
	ノ ニ ル フェ ノ ール					4	4										
	直鎖アルキルベンゼン系ホルン酸及びその塩					4	4										
要測定指標	下 層 D O		1	6	12	12		1	12	12	12	12	12	12	12	12	
健康項目	透 明 度	12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	大 腸 菌 数										24	24	36	24	24	24	
	カ ド ミ ウ ム		1					1			2		2				
	全 シ ア ン		1					1			2		2				
	鉛		1					1			2		2				
	六 価 ク ロ ム		1					1			2		2				
	砒 素		1					1			2		2				
	総 水 銀		1					1			2		2				
	ア ル キ ル 水 銀																
	P C B		1								2		2				
	ジ ク ロ ロ メ タ ン												2				
	四 塩 化 炭 素																
	1, 2-ジクロロエタン																
	1, 1-ジクロロエチレン																
シス-1, 2-ジクロロエチレン																	
環境項目	1, 1, 1-トリクロロエタン																
	1, 1, 2-トリクロロエタン																
	トリクロロエチレン																
	テトラクロロエチレン																
	1, 3-ジクロロプロペン																
	チ ウ ラ ム																
	シ マ ジ ン																
	チ オ ベ ン カ ル ブ																
	ベ ン ゼ ン																
	セ レ ン																
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		2	6	6	6	2	2									
	1, 4-ジオキサ																
	特殊項目	銅										2		2			
		鉄										2		2			
マ ン ガ ン											2		2				
ク ロ ム											2		2				
要 監 視 項 目	ク ロ ロ ホ ル ム																
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン																
	1, 2-ジクロロプロパン																
	p-ジクロロベンゼン																
	イ ソ キ サ チ オ ン																
	ダ イ ア ジ ノ ン																
	フェニトロチオン(MEP)																
	イ ソ プ ロ チ オ ラ ン																
	オ キ シ ン 銅 (有 機 銅)																
	クロロタロニル(TPN)																
	フ ロ ビ ザ ミ ド																
	E P N																
	ジクロロボス(DDVP)																
	フェノブカルブ(BPMC)																
	イプロベンボス(IBP)																
	クロロニトロフェン(CNP)																
	水生生物の保全に係る要監視項目	ト ル エ ン															
		キ シ レ ン															
		フタル酸ジエチルヘキシル															
ニ ッ ケ ル																	
モ リ ブ デ ン																	
ア ン チ モ ン																	
ク ロ ロ エ チ レ ン																	
エ ビ ク ロ ロ ヒ ド リ ン																	
全 マ ン ガ ン																	
ウ ラ ン																	
その他の項目	ク ロ ロ ホ ル ム																
	フ ェ ノ ール																
	ホルムアルデヒド																
	4-ヒオキチルフェノール																
	ア ニ リ ン																
	2,4-ジクロロフェノール																
	塩 素 イ オ ン										24	24	36	24	24	24	
	ア ン モ ニ ア 態 窒 素			6	6	6											
	亜 硝 酸 性 窒 素																
	硝 酸 性 窒 素																
有 機 態 窒 素																	
燐 酸 態			6	6	6												
燐 酸 性 窒 素			6	12	12												
ク ロ ロ フ ィ ル a																	
濁 度																	
メチレンブルー活性物質																	
0 C																	
電 気 伝 導 度																	
測 定 機 関 名		広 島 県									広 島 市						

測定地点の緯度経度については、世界測地系による。

海 域 名			広 島 湾										呉地先					
C O D等に係る環境基準類型指定水域名			広島湾		広島市 地先海域	広島湾		五日市・ 廿日市 地先海域	海田湾	広島湾	広島市 地先海域	広島湾	呉地先海域（三）					
地 点 統 一 番 号			618 1 2	618 1 3	616 1 55	618 1 4	618 1 5	617 1 1	615 1 2	618 1 6	616 1 1	618 1 51	606 1 1	606 1 2	606 1 3	606 1 63	606 1 4	606 1 5
測 定 地 点	番 号		32 1 12	1 14	1 15	1 17	1 18	1 26	1 27	1 28	1 29	1 30	33 1 5	1 7	1 10	1 12 1 5	1 15	1 19
	緯度・経度		34 132 1 1 20 24 1 1 36 33	34 132 1 1 18 22 1 1 36 45	34 132 1 1 21 24 1 1 38 18	34 132 1 1 21 22 1 1 0 48	34 132 1 1 20 20 1 1 2 51	34 132 1 1 21 21 1 1 0 33	34 132 1 1 21 29 1 1 0 15	34 132 1 1 20 26 1 1 11 57	34 132 1 1 20 25 1 1 54 21	34 132 1 1 17 21 1 1 24 21	34 132 1 1 14 32 1 1 22 12	34 132 1 1 14 33 1 1 15 11	34 132 1 1 14 32 1 1 1 21	34 132 1 1 14 31 1 1 0 27	34 132 1 1 12 32 1 1 48 17	34 132 1 1 13 36 1 1 17 5
	COD等に係る環境基準類型			A	A	A	A	◎	◎	B	◎	A	A	A	◎	◎	A	◎
COD等に係る環境基準点			◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
全窒素・全燐に係る環境基準類型			Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
全窒素・全燐に係る環境基準点			◎	◎									◎				◎	
水生生物の保全に係る環境基準類型																		
水生生物の保全に係る環境基準点																		
調査 区分	通 年 一 般		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	年 間 日 数		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
測定 回数	一 日 採 水 回 数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	p H		24	36	24	24	36	24	24	36	24	36	36	36	36	36	36	36
生 活 環 境 項 目	D O		24	36	24	24	36	24	24	36	24		36	36	36		36	36
	B O D		24	36	24	24	36	24	24	36	24		36	36	36	36	36	36
	C O D		24	36	24	24	36	24	24	36	24		36	36	36	36	36	36
	S S		24	24	24	24	24	24	24	36	24		36	36	36	36	36	36
	大 腸 菌 群 数		24	12	24	24	12	24	24	36	24		12	12	12		12	12
	油 分 等		12	2	12	12	2	12	12	12	12		12	12	12		12	12
	全 窒 素		12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	12
	全 燐		12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	12
	全 亜 鉛		12			12		12	12	12	12		1	1	1		1	1
	ノ ニ ル フ ェ ノ ー ル																	
	直鎖アルキルベンゼン・ホルン酸及びその塩																	
	要測定 指標	下 層 D O		12	12		12	12	12	12	12	12	6					12
透 明 度		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
健 康 項 目	大 腸 菌 数		24		24	24	24	24	24	36	24						12	
	カ ド ミ ウ ム		2			2		2	2	2	2		2	2	2		2	2
	全 シ ア ン		2			2		2	2	2	2		2	2	2		2	2
	鉛		2			2		2	2	2	2		2	2	2		2	2
	六 価 ク ロ ム		2			2		2	2	2	2		2	2	2		2	2
	砒 素		2			2		2	2	2	2		2	2	2		2	2
	総 水 銀		2			2		2	2	2	2		2	2	2		2	2
	ア ル キ ル 水 銀																	
	P C B		2			2		2	2	2	2				2			
	ジ ク ロ ロ メ タ ン																	
	四 塩 化 炭 素																	
	1, 2-ジクロロエタン																	
特 殊 項 目	1, 1-ジクロロエチレン																	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン																	
	1, 1, 1-トリクロロエタン																	
	1, 1, 2-トリクロロエタン																	
	トリクロロエチレン																	
	テトラクロロエチレン																	
	1, 3-ジクロロプロペン																	
	チ ウ ラ ム																	
	シ マ ジ ン																	
	チ オ ベ ン カ ル ブ																	
	ベ ン ゼ ン																	
	セ レ ン																	
特殊 項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			6			6					6						
	1, 4-ジオキササン																	
要 監 視 項 目	銅		2			2		2	2	2	2		1	1	1		1	1
	鉄		2			2		2	2	2	2		1	1	1		1	1
	マ ン ガ ン		2			2		2	2	2	2		1	1	1		1	1
	ク ロ ム		2			2		2	2	2	2		1	1	1		1	1
	ク ロ ロ ホ ル ム																	
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン																	
	1, 2-ジクロロプロパン																	
	p-ジクロロベンゼン																	
	イ ソ キ サ チ オ ン																	
	ダ イ ア ジ ノ ン																	
	フェニトロチオン（M E P）																	
	イ ソ プ ロ チ オ ラ ン																	
水 生 生 物 の 保 全 に 係 る 要 監 視 項 目	オキシ銅（有機銅）																	
	クロタロニル（T P N）																	
	フ ロ ビ ザ ミ ド																	
	E P N																	
	ジクロロボス（D D V P）																	
	フェノフカルブ（B P M C）																	
	イプロベンホス（I B P）																	
	クロルニトロフェン（C N P）																	
	ト ル エ ン																	
	キ シ レ ン																	
	フタル酸ジエチルヘキシル																	
	ニ ッ ケ ル																	
そ の 他 の 項 目	モ リ ブ デ ン																	
	ア ン モ ニ ア 態 窒 素		24	6	24	24	6			36	24	6	36	36	36		36	36
	亜 硝 酸 性 窒 素																24	24
	硝 酸 性 窒 素																24	24
	有 機 態 窒 素																24	24
	燐 酸 態 窒 素			6			6					6					24	24
	ク ロ ロ フ ィ ル a			12			12					6					12	12
	濁 度																	
	メチレンブルー活性物質																	
	T O C																6	6
	電 気 伝 導 度																	
	測 定 機 関 名			広 島 市	広 島 県	広 島 市	広 島 県		広 島 市		広 島 県		呉 市					

測定地点の緯度経度については、世界測地系による。

海 域 名		呉地先							安芸津・安浦地先					燧灘北西部						
C O D等に係る環境基準類型指定水域名		呉地先 海域 (一)	呉地先 海域 (二)	呉地先海域 (三)				安芸津・安浦地先海域					燧灘北西部							
地 点 統 一 番 号		604 1 2	605 1 1	606 1 6	606 1 64	606 1 51	606 1 52	606 1 61	607 1 3	607 1 4	607 1 5	607 1 52	607 1 6	610 1 52	610 1 1	610 1 59	610 1 2	610 1 63	610 1 3	610 1 68
測 定 地 点	番 号	33 1 25	1 26	1 28	1 30 1 5	1 1	1 3	1 37	34 1 3	1 4	1 6	1 6 1 5	1 10	35 1 2	1 8	1 11	1 18	1 21	1 25	1 37
		緯度・経度																		
		10 43	4 40	40 23	32 54	19 45	16 37	54 31	34 132	17 49	16 50	16 46	14 47	13 42	19 53	18 54	17 54	19 2	23 6	22 5
C O D等に係る環境基準類型		C	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
C O D等に係る環境基準点		◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎		◎	
全窒素・全燐に係る環境基準類型		II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II
全窒素・全燐に係る環境基準点				◎	◎							◎	◎				◎		◎	
水生生物の保全に係る環境基準類型														生特A						
水生生物の保全に係る環境基準点														◎						
調査区分	通 日 一 年 般	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	
	年 間 日 数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	4	12	4	12	6
測定回数	一 日 採 水 回 数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	p	36	36	36		36	36	36	36	36	36	36	36		36		36		36	
生活環境項目	D	36	36	36		36	36	36	36	36	36	36	36		36		36		36	
	B O D	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	18	36	12	36	12	36	12
	C O D	36	36	36		36	36	36					36							
	S	36	36	36		36	36	36					36							
	大 腸 菌 数	12	12	12		12	12	12	12	12	12		12		12		12		12	
	油 分 等	12	12	12		12	12	12	2	2	2		12		2		2		2	
	全 窒 素	12	12	24	24	12	12	12	2	24	12	12	12	24	12	24	12	12	12	
	全 燐	12	12	24	24	12	12	12	12	24	12	12	12	24	12	24	12	12	12	
	全 亜 鉛	1		1		1		1					1							
	ノニルフェノール													1						
	直鎖アルキルベンゼン、スルホン酸及びその塩																			
	下 層 D									12	12		6			12		12		6
	要測定指標	透 明 度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	4	12	4	12
大 腸 菌 数				2		2	2	2	1		2		2			1		1		
健	カ ド ミ ウ ム	2		2		2	2	2	1		2		2			1		1		
	全 シ ア ン	2		2		2	2	2	1		2		2			1		1		
	鉛	2		2		2	2	2	1		2		2			1		1		
	六 価 ク ロ ム	2		2		2	2	2	1		2		2			1		1		
項 目	砒 素	2		2		2	2	2	1		2		2			1		1		
	総 水 銀	2		2		2	2	2	1		2		2			1		1		
	ア ル キ ル 水 銀			2																
	P C B			2					1							1				
	ジ ク ロ ロ メ タ ン																			
	四 塩 化 炭 素																			
	1, 2-ジクロロエタン																			
	1, 1-ジクロロエチレン																			
	シス-1, 2-ジクロロエチレン																			
	1, 1, 1-トリクロロエタン																			
	1, 1, 2-トリクロロエタン																			
	トリクロロエチレン																			
	テトラクロロエチレン																			
	1, 3-ジクロロプロペン																			
要 監 視 項 目	チ ウ ラ ム																			
	シ マ ジ ン																			
	チ オ ベ ン カ ル ブ																			
	ベ ン ゼ ン																			
	セ レ ン																			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素								6	6	2	6	2		6	2	6	2	6	6
	1, 4-ジオキササン																			
	銅	1		1		1	1	1			1		1							
	鉄	1		1		1	1	1			1		1							
	マ ン ガ ン	1		1		1	1	1			1		1							
	ク ロ ム	1		1		1	1	1			1		1							
	ク ロ ロ ホ ル ム																			
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン																			
	1, 2-ジクロロプロパン																			
要 監 視 項 目	p-ジクロロベンゼン																			
	イソキサチオン																			
	ダイアジノン																			
	フェニトロチオン (M E P)																			
	イソプロチオラン																			
	オキシシン銅 (有機銅)																			
	クロロタロニル (I P N)																			
	フ ロ ビ ザ ミ ド																			
	E P N																			
	ジクロロボス (D D V P)																			
	フェノブカルブ (B P M C)																			
	イプロベンホス (I B P)																			
	クロロニトロフェン (C N P)																			
	トルエン																			
キシレン																				
そ の 他 の 項 目	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル																			
	モ リ ブ デ ン																			
	アンチモン																			
	クロロエチレン																			
	エビクロヒドリ																			
	全 マ ン ガ ン																			
	ウ ラ ン																			
	ク ロ ロ ホ ル ム																			
	フェノール																			
	ホルムアルデヒド																			
	4-tert-オクチルフェノール																			
	アニリン																			
	2,4-ジクロロフェノール																			
	塩素イオン	36	36	36		12	12	12					36							
そ の 他 の 項 目	アンモニウム態窒素			24	24	12	12	12	6	6		6		6		6		6	6	
	亜硝酸性窒素			24	24	12	12	12												
	硝酸性窒素			24	24	12	12	12												
	有機態窒素			24	24	12	12	12												
	有機酸態窒素			24	24	12	12	12												
	クロロフィル a			12	12				12	12		6		12		12		12	6	6
	濁度																			
	メチレンブルー活性物質																			
	導電率			6	6															
	電 気 伝 導 度																			

海 域 名		燧灘北西部											備讃瀬戸					
C O D等に係る環境基準類型指定水系名		燧灘北西部											箕島町地先海域		備讃瀬戸			
地 点 統 一 番 号		610 I 69	610 I 4	610 I 5	610 I 6	610 I 75	610 I 81	610 I 82	610 I 83	610 I 84	610 I 85	610 I 80	608 I 1	608 I 2	609 I 51	609 I 52	609 I 1	609 I 53
測 定 地 点	番 号	35 I 40	I 58	I 59	I 60	I 61	I 61 I 2	I 61 I 3	I 61 I 4	I 61 I 5	I 61 I 6	I 65	36 I 1	I 2	I 3	I 4	I 12	I 13
	緯度・経度	34 133 I I 24 14 I I 5 29	34 133 I I 22 8 I I 48 37	34 133 I I 20 13 I I 46 22	34 133 I I 20 19 I I 46 6	34 132 I I 18 57 I I 12 51	34 132 I I 18 59 I I 13 40	34 132 I I 18 59 I I 14 28	34 132 I I 18 59 I I 50 20	34 132 I I 18 59 I I 52 29	34 132 I I 18 59 I I 34 52	34 133 I I 25 16 I I 13 1	34 133 I I 27 24 I I 26 47	34 133 I I 26 26 I I 36 23	34 133 I I 25 26 I I 24 48	34 133 I I 25 25 I I 41 6	34 133 I I 23 25 I I 1 34	34 133 I I 21 26 I I 50 10
C O D等に係る環境基準類型		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B ◎	B ◎	A	A	A	A
C O D等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
全窒素・全燐に係る環境基準類型		II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	IV	IV	II	II	II	II
全窒素・全燐に係る環境基準点			◎	◎	◎								◎	◎			◎	◎
水生生物の保全に係る環境基準類型			生特A										生A	生A	生A	生特A	生A	生特A
水生生物の保全に係る環境基準点			◎													◎	◎	◎
調査区分	通 年 一 般	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○
	年 間 日 数	6	12	12	12	12	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12	12	4
測定回数	一 日 採 水 回 数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	p H		36	36	36	36						12	12	36	36	36	36	4
生活環境項目	D O		36	36	24	36						12	12	24	24	24	24	4
	B O D	12	36	36	36	36						12	12	36	36	36	36	4
	C O D																	
	S S		12	12	12	12						12	12	36	36	36	36	4
	大 腸 菌 群 数		2	2	2	2						12	12	12	12	12	12	4
	油 分 等		12	12	12	12						12	12	36	24	24	24	4
	全 窒 素		12	12	12	12						12	12	36	24	24	24	4
	全 燐		4	4	4	4						12	12	36	24	24	24	4
	全 亜 塩 酸 性 窒 素		4	4	4	4												4
	ノ ニ ル フ ェ ノ ー ル		4	4	4	4												4
	直 接 ア ル キ ル ベ ン ゼ ン ス ル ホ ン 酸 及 び そ の 塩 類		4	4	4	4												4
	下 層 D O	6	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	4
	透 明 度	6	12	12	12	12	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12	12	4
	大 腸 菌 数			4	12							12	12	12	12	12	12	4
	カ ド ミ ウ ム											1	2	2	1	1	2	
	全 シ ア ン											1	2	2	1	1	2	
	鉛						1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	2	
	六 価 ク ロ ム						1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	2	
	砒 素											1	2	2	1	1	2	
健康項目	総 水 銀											1	2	2	1	1	2	
	ア ル キ ル 水 銀																	
	P C B											1	1	1			1	
	ジ ク ロ ロ メ タ ン																	
	四 塩 化 炭 素																	
	1, 2-ジクロロエタン																	
	1, 1-ジクロロエチレン																	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン																	
	1, 1, 1-トリクロロエタン																	
	1, 1, 2-トリクロロエタン																	
	トリクロロエチレン																	
	テトラクロロエチレン																	
	1, 3-ジクロロプロペン																	
	チ ウ ラ ム																	
	シ マ ジ ン																	
	チ オ ベ ン カ ル プ																	
	ベ ン ゼ ン																	
	セ レ ン																	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	6	6								1	1	1	1	1	1	
特殊項目	1, 4-ジオキサン																	
	銅																	
	鉄																	
	マ ン ガ ン																	
	ク ロ ホ ル ム																	1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン																	
	1, 2-ジクロロプロパン																	
	p-ジクロロベンゼン																	
	イ ソ キ サ チ オ ン																	
	ダ イ ア ジ ノ ン																	
	フェニトロチオン (M E P)																	
	イ ソ フ ロ チ オ ラ ン																	
	オ キ シ ン 銅 (有 機 銅)																	
	クロロタロニル (I P N)																	
	ブ ロ ビ ザ ミ ド																	
	E P N																	
	ジクロロボス (D D V P)																	
	フェノプロカルブ (B P M C)																	
	イプロベンホス (I B P)																	
監視項目	クロロニトロフェン (C N P)																	
	ト ル エ ン																	
	キシ レ ン																	
	フタル酸ジエチルヘキシル																	
	ニ ッ ケ ル																	
	モ リ ブ デ ン																	
	ア ン チ モ ン																	
	ク ロ ロ エ チ レ ン																	
	エ ビ ク ロ ロ ヒ ド リ ン																	
	全 マ ン ガ ン																	
	ウ ラ ン																	
	ク ロ ロ ホ ル ム																	1
	フ ェ ノ ー ル																	1
	ホルムアルデヒド																	1
	4-tert-オクチルフェノール																	1
	ア ニ リ ン																	1
	2,4-ジクロロフェノール																	1
その他の項目	塩 素 イ オ ン				12							12	12	12	12	12	12	4
	ア ン モ ニ ア 態 窒 素	6	6	6														
	亜 硝 酸 性 窒 素																	
	硝 酸 性 窒 素																	
	有 機 態 窒 素																	
	燐 酸 態 燐	6	6	6														
	ク ロ フ ィ ル a	6	12	12	6	6							6	6			6	4
	濁 度																	
	メチレンブルー活性物質																	
	I O C				4							4	4	4	4	4	4	4
電 気 伝 導 度																		
測 定 機 関 名		広島県				福山市		広島県					福山市					

測定地点の緯度経度については、世界測地系による。

表4 底質測定計画一覧表（河川関係）

水系名		八幡川	太田川								瀬野川	二河川	黒瀬川
河川名		八幡川	太田川	太田川	天満川	旧太田川 (本川)	元安川	京橋川	猿猴川	猿猴川	瀬野川	二河川	黒瀬川
測定地点	名称	八幡川河口	戸取坂上水道	旭橋	昭和大橋	舟入橋	南大橋	御幸橋	仁保橋	向洋入江	日浦橋	山手橋	真光寺橋
	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	8	9
測定回数	年間回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	一日採泥回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一般項目	pH	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	COD	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	強熱減量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	硫化物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	含水率	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	全窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	全燐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	酸化還元電位	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
健康項目	カドミウム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	六価クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	砒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	総水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	アルキル水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊項目	PCB	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	亜鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他の項目	ニッケル												
	アンモニア態窒素												
	亜硝酸態窒素												
	硝酸態窒素												
	有機態窒素												
測定機関名	燐酸態燐												
	全有機炭素												
測定機関名		広島市										呉市	

表5 底質測定計畫一覽表（海域關係）

海 域 名		広 島 湾	呉 地 先												備 讃 瀬 戸	
測 定 地 点	測定地点名	金輪島西	呉地先 5	呉地先 7	呉地先 1 0	呉地先 1 5	呉地先 1 9	呉地先 2 5	呉地先 2 6	呉地先 2 8	呉地先 1	呉地先 3	呉地先 3 7	備讃瀬戸 1	備讃瀬戸 2	
	番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	緯 度	34 132 1 1 20 28 1 1 17 35	34 132 1 1 14 32 1 1 22 12	34 132 1 1 14 33 1 1 15 11	34 132 1 1 14 32 1 1 1 21	34 132 1 1 12 32 1 1 48 17	34 132 1 1 13 36 1 1 17 5	34 132 1 1 13 36 1 1 10 43	34 132 1 1 13 36 1 1 4 40	34 132 1 1 12 36 1 1 40 23	34 132 1 1 17 30 1 1 19 45	34 132 1 1 15 31 1 1 16 37	34 132 1 1 12 39 1 1 54 31	34 133 1 1 27 24 1 1 26 47	34 133 1 1 26 26 1 1 36 23	
	測定 回数	年間日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	一日採泥回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
一 般 項 目	p H	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	C O D	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	強 熱 減 量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	硫 化 物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	含 水 率	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	全 窒 素	1												1		
	全 燐	1												1		
	酸 化 還 元 電 位	1														
健 康 項 目	カ ド ミ ウ ム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	六 価 ク ロ ム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	砒 素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	総 水 銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	ア ル キ ル 水 銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
特 殊 項 目	P C B	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	亜 鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	鉄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	マ ン ガ ン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	ク ロ ム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
そ の 他 の 項 目	ニ ッ ケ ル													1		
	ア ン モ ニ ア 態 窒 素													1		
	亜 硝 酸 態 窒 素													1		
	硝 酸 態 窒 素													1		
	有 機 態 窒 素													1		
	燐 酸 態 燐													1		
測 定 機 関 名		広 島 市	呉 市												福 山 市	

2 地 下 水

2 地下水

(1) 目的

この計画は、県の区域に属する地下水の水質状況を把握するため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定により、地下水の水質測定に必要な事項を定める。

(2) 測定期間

令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までとする。

(3) 測定機関及び対象区域

測定機関	測定対象区域
中国地方整備局	太田川の流域
広島県	広島市、呉市、福山市の区域を除く県の区域
広島市	広島市の区域
呉市	呉市の区域
福山市	福山市の区域
東広島市	東広島市の区域

(4) 測定方法

ア 測定地点

測定地点は、地下水測定地点配置図のとおりであり、測定機関別の測定地点数は、次のとおりである。

測定機関	区分	中国地方 整備局	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市
地点数	概況調査	3	16	10	3	4	2
	継続監視調査	—	3	7		1	2
	汚染井戸周辺地区調査		1				

(注) 概況調査：地域の全体的な地下水水質の状況を目的とした調査

継続監視調査：確認された汚染の継続的な監視等を目的とした調査

汚染井戸周辺地区調査：確認された汚染の範囲を確認するとともに、汚染原因の究明等を目的とした調査

イ 測定項目及び測定回数

測定地点別の測定項目及び測定回数は、表 6 のとおりである。

ウ 分析方法

分析の方法等は、原則として別表 3 のとおりとする。

なお、これらの定めのない項目及びこの方法によらない場合については、測定結果報告の際に特記するものとする。

(5) 測定結果の報告

各測定機関の長は、測定終了後、その測定結果を Excel のデータにより、当月分を翌月末までに知事に通知するものとする。

ただし、健康項目について環境基準を超えた場合は、その都度すみやかに知事に通知するものとする。

別表 3

地下水の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
カドミウム	0.0003	mg/L	小数点以下 4 桁	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号（以下「地下水告示」という。））別表に掲げる方法（規格 K0102 の 55.2, 55.3 又は 55.4 に定める方法）
全シアン	0.1	mg/L	〃 1 桁	同上（規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2, 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は 38.1.2 及び 38.5 に定める方法）
鉛	0.005	mg/L	〃 3 桁	同上（規格 K0102 の 54 に定める方法）
六価クロム	0.02	mg/L	〃 2 桁	同上（規格 K0102 の 65.2 に定める方法（ただし、規格 K0120 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K0170-7 の 7 の a 又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.005	mg/L	〃 3 桁	同上（規格 K0102 の 61.2, 61.3 又は 61.4 に定める方法）
総水銀	0.0005	mg/L	〃 4 桁	公共用水域告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	0.0005	mg/L	〃 4 桁	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
PCB	0.0005	mg/L	〃 4 桁	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.002	mg/L	〃 3 桁	地下水告示別表に掲げる方法（規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法）
四塩化炭素	0.0002	mg/L	〃 4 桁	同上（規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法）
クロロエチレン	0.0002	mg/L	〃 4 桁	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L	〃 4 桁	地下水告示別表に掲げる方法（規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法）
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	〃 3 桁	同上（規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法）
1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L	〃 3 桁	同上（シス体にあつては規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2, トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法）
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002			
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002			
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005			
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/L	〃 4 桁	同上（規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法）
トリクロロエチレン	0.001	mg/L	〃 3 桁	
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L	〃 4 桁	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	mg/L	〃 4 桁	同上（規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法）
チウラム	0.0006	mg/L	〃 4 桁	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.0003	mg/L	〃 4 桁	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.002	mg/L	〃 3 桁	
ベンゼン	0.001	mg/L	〃 3 桁	地下水告示別表に掲げる方法（規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法）
セレン	0.002	mg/L	〃 3 桁	同上（規格 K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法）
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.01	mg/L	〃 2 桁	同上（硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法）
硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃 3 桁	
亜硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃 3 桁	
ふっ素	0.08	mg/L	〃 2 桁	同上（規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は 34.1c）（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合には、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法）
ほう素	0.01	mg/L	〃 2 桁	同上（規格 K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法）
1,4-ジメチル	0.005	mg/L	〃 3 桁	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

1 表示桁数欄中、有効数字 2 桁とし、有効数字 3 桁目を切捨てる。

表中に記載のない項目について分析を行う場合は、日本産業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によることとする。

2 環境基準値が 2 物質の濃度の和とされている項目（1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）については、2 物質の測定値がいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

表6

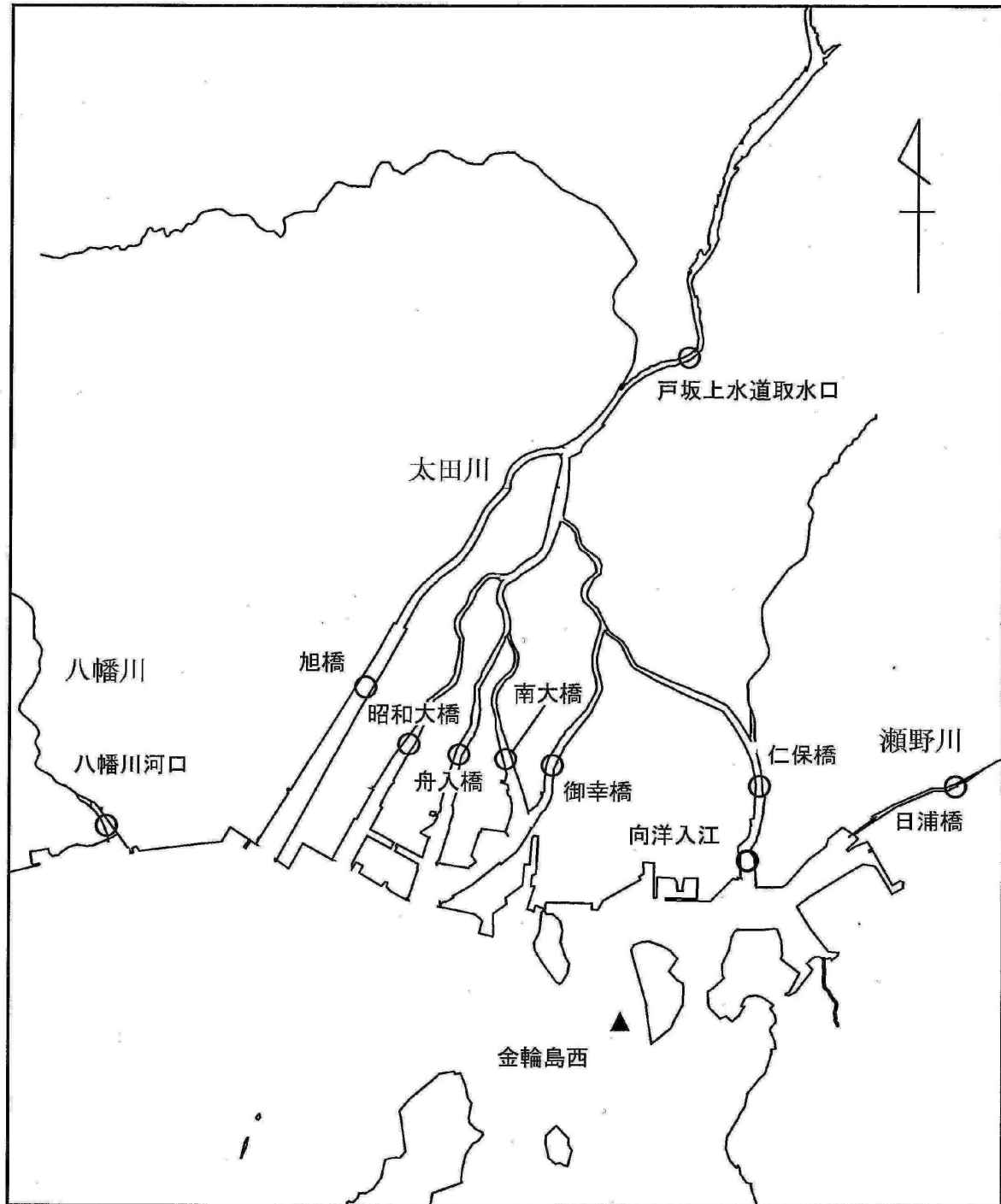
地下水水質測定計画一覧表

測定地点	市町名又は厚生環境事務所名	広島市	広島市	広島市	府中市	府中市	府中市	三次市	西部厚生環境事務所	西部厚生環境事務所	西部厚生環境事務所 広島支所	西部厚生環境事務所	西部厚生環境事務所 広島支所	西部厚生環境事務所	西部東厚生環境事務所	西部東厚生環境事務所	西部東厚生環境事務所 広島支所	東部厚生環境事務所	東部厚生環境事務所	東部厚生環境事務所	東部厚生環境事務所 福山支所	北部厚生環境事務所	北部厚生環境事務所	北部厚生環境事務所	
	井戸名又は井戸番号	C 1 2	C 1 3	C 1 4	K 1 59	K 1 63	K 1 66	K 1 584	K 1 665	K 1 666	K 1 667	K 1 668	K 1 669	K 1 670	K 1 671	K 1 672	K 1 673	K 1 674	K 1 675	K 1 676	K 1 677	K 1 678	K 1 679	K 1 680	
調査区分	概況調査	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	継続監視調査				○	○	○																		
	汚染井戸周辺地区調査							○																	
測定回数	年間日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	一日採水回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
健康項目	カドミウム																								
	全シアン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	鉛								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	六価クロム								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	砒素								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	総水銀								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	アルキル水銀																								
	P C B																								
	ジクロロメタン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	四塩化炭素				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	クロロエチレン				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1, 2-ジクロロエタン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1, 1-ジクロロエチレン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1, 2-ジクロロエチレン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1, 1, 1-トリクロロエタン				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1, 1, 2-トリクロロエタン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	トリクロロエチレン				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	テトラクロロエチレン				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1, 3-ジクロロプロペン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	健康項目	チウラム								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		シマジン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
チオベンカルブ									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ベンゼン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
セレン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ふっ素									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
ほう素									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
1, 4-ジオキサン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
その他の項目	塩素イオン	4	4	4																					
	全窒素																								
	全燐																								
測定機関名		中国地方整備局			広島県																				

測定地点	市町名	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	呉市	呉市	呉市	福山市	福山市	福山市	福山市	福山市	東広島市	東広島市	東広島市	東広島市		
	井戸名又は井戸番号	H 1 15-2	H 1 16	H 1 17-2	H 1 18-6	H 1 910	H 1 920	H 1 930	H 1 369	H 1 370	H 1 371	H 1 372	H 1 373	H 1 374	H 1 375	H 1 376	H 1 377	H 1 378	T 1 6	T 1 12	T 1 13	F 1 91	F 1 142	F 1 143	F 1 144	F 1 145	S 1 1	S 1 2	S 1 11	S 1 12	
調査区分	概況調査								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○
	継続監視調査	○	○	○	○	○	○	○														○					○	○			
	汚染井戸周辺地区調査																														
測定回数	年間日数	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
健康項目	一日採水回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	カドミウム								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
	全シアン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
	鉛	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
	六価クロム								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
	砒素	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
	総水銀								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
	アルキル水銀																											1	1	1	1
	P C B								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ジクロロメタン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	四塩化炭素								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	クロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1					
	1, 2-ジクロロエタン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1, 1-ジクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1, 2-ジクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1, 1, 1-トリクロロエタン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1, 1, 2-トリクロロエタン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	トリクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	テトラクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1, 3-ジクロロプロペン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	チウラム								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	シマジン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	チオベンカルブ								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ベンゼン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	セレン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ふっ素	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ほう素	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1, 4-ジオキサン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他の項目	塩素イオン	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							1	1	1	1	
	全窒素																														
	全燐																														
測定機関名		広島市																	呉市			福山市				東広島市					

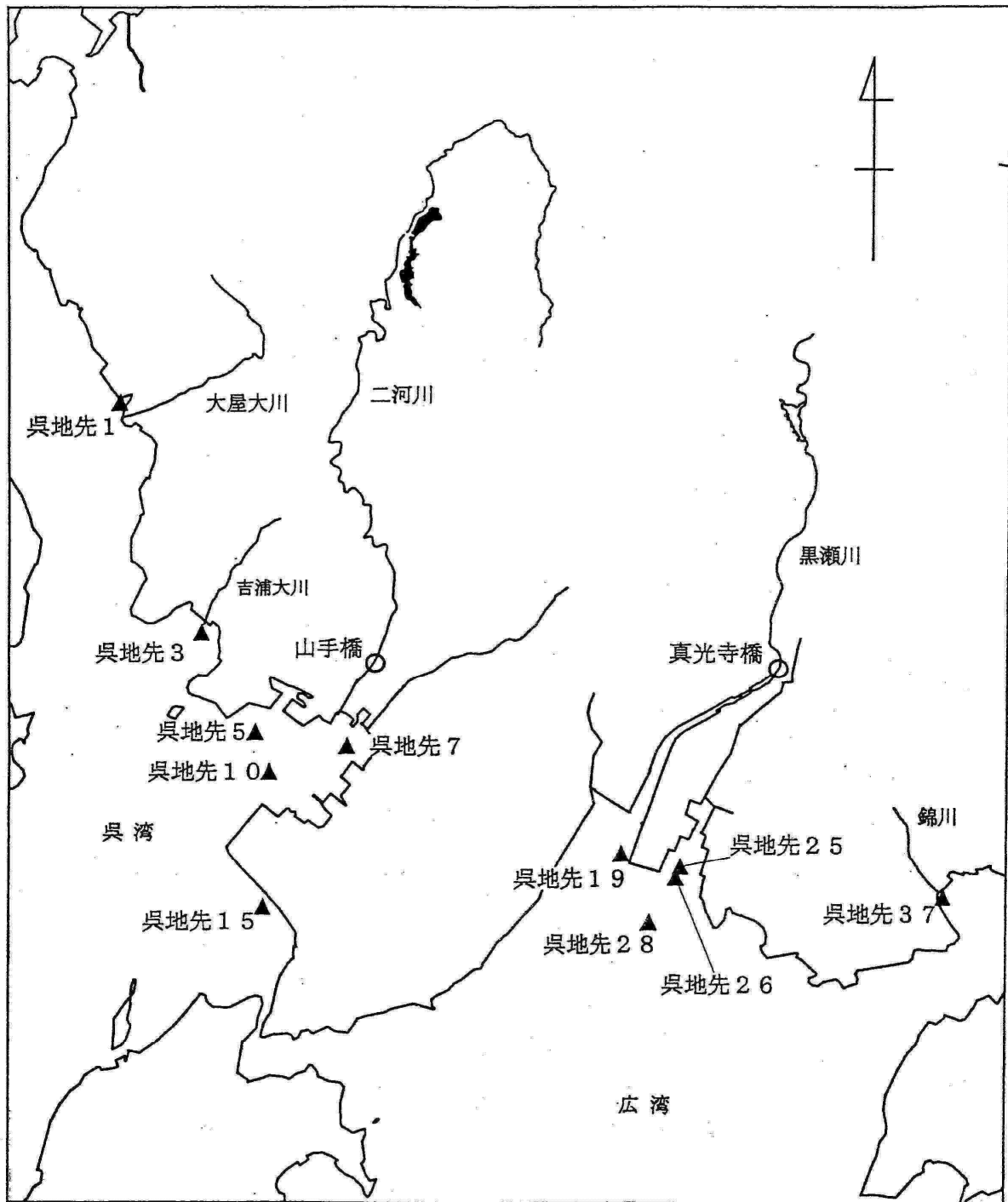
3 測 定 点 配 置 図

底質調査測定点配置図（1）



- 凡例
- 1 ○は河川の底質測定点を示す。
 - 2 ▲は海域の底質測定点を示す。

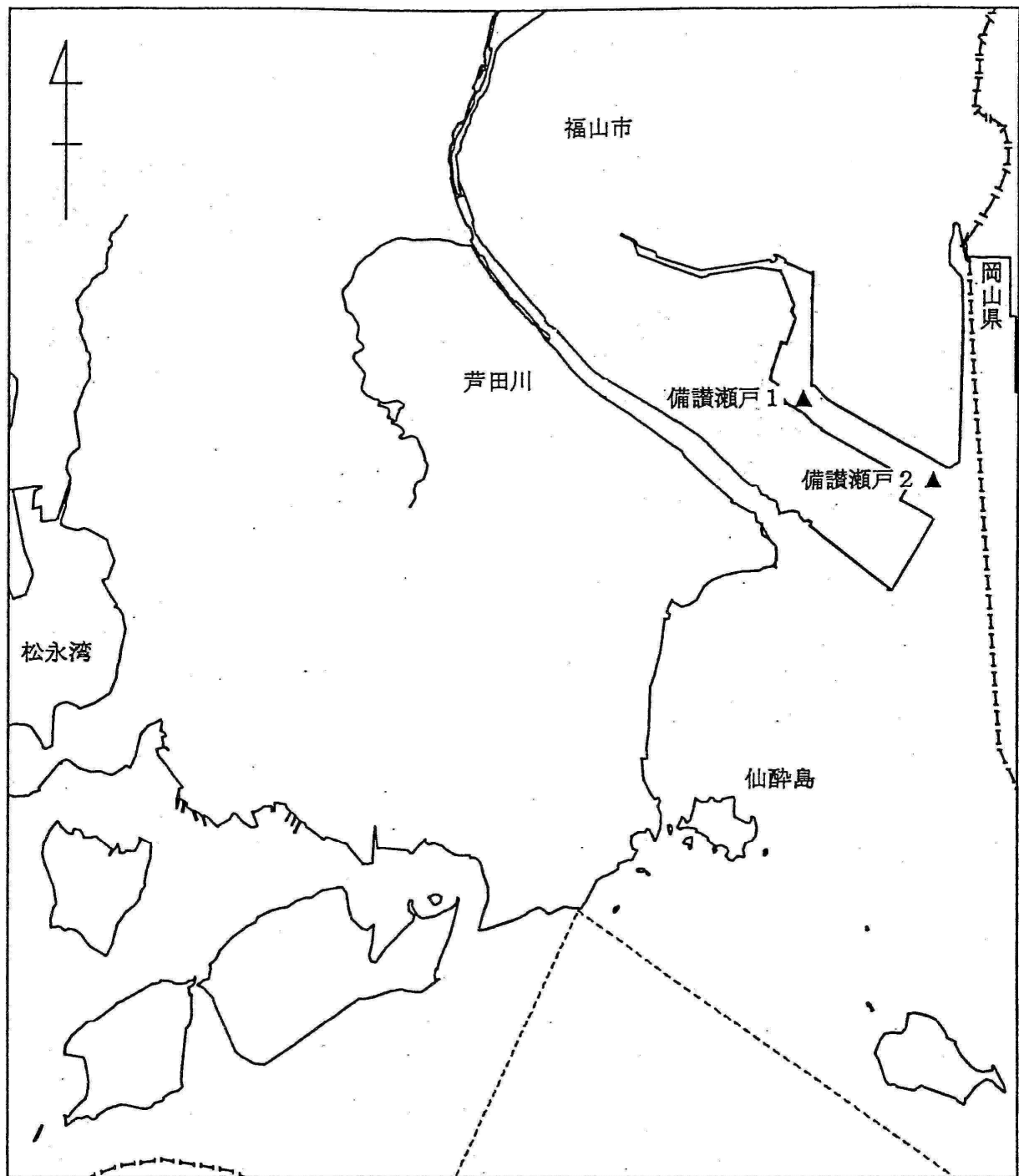
底質調査測定点配置図（2）



凡 例

- 1 ○ は河川の底質測定点を示す。
- 2 ▲ は海域の底質測定点を示す。

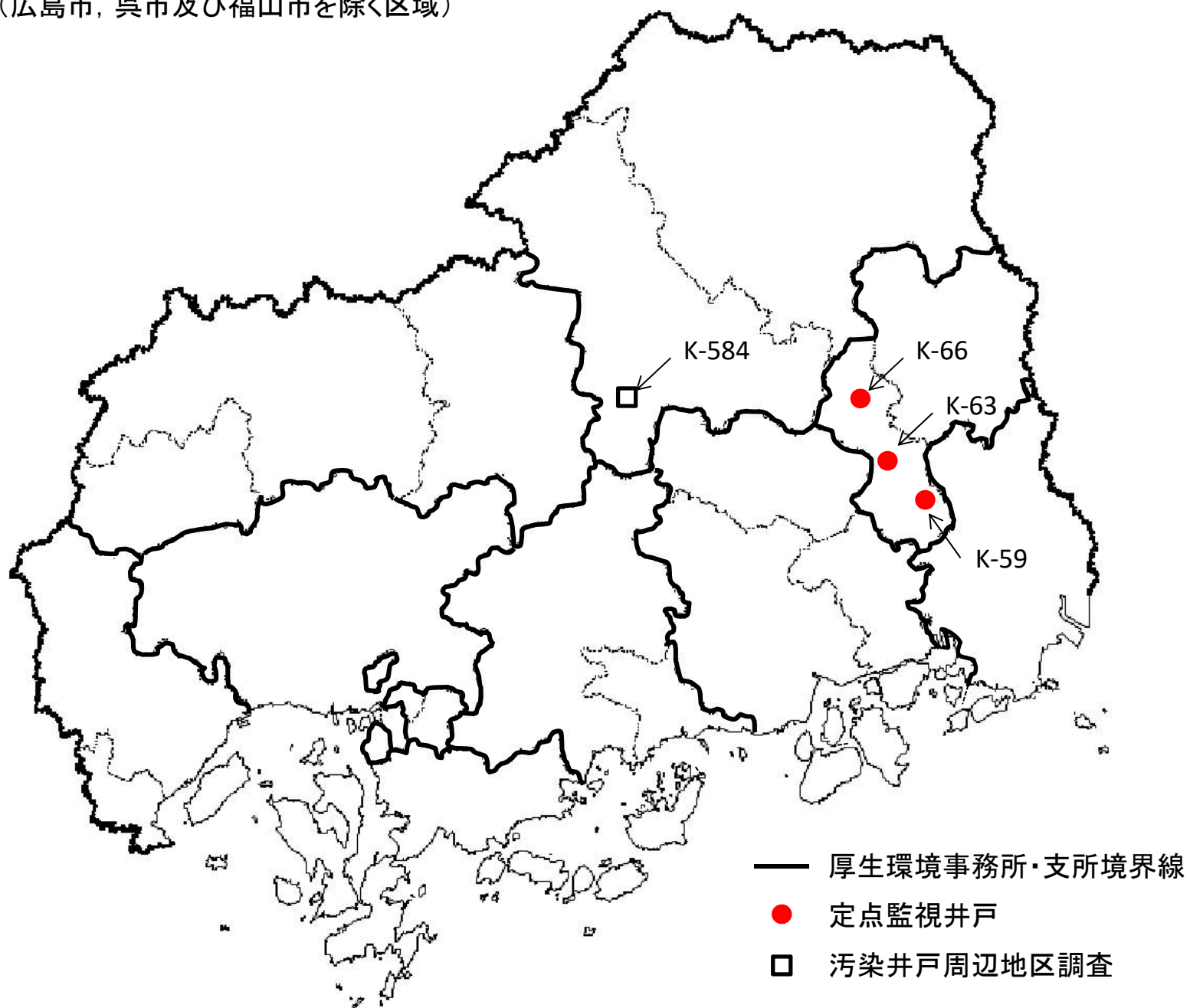
底質調査測定点配置図（3）



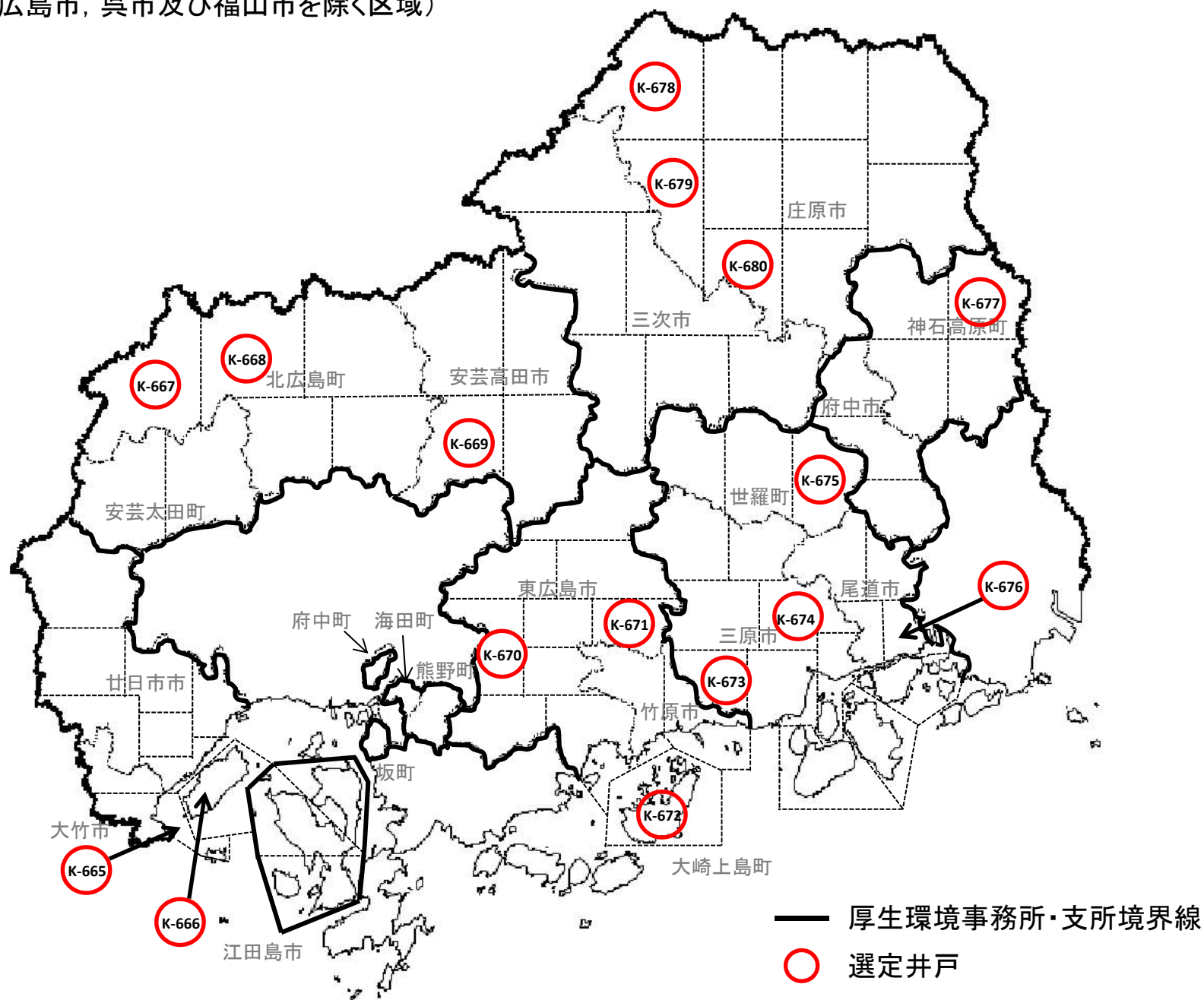
凡 例

- 1 ▲ は海域の底質測定点を示す。
- 2 ー|ー|ー| は県境界線を示す。
- 3 - - - - - は水域区分を示す。

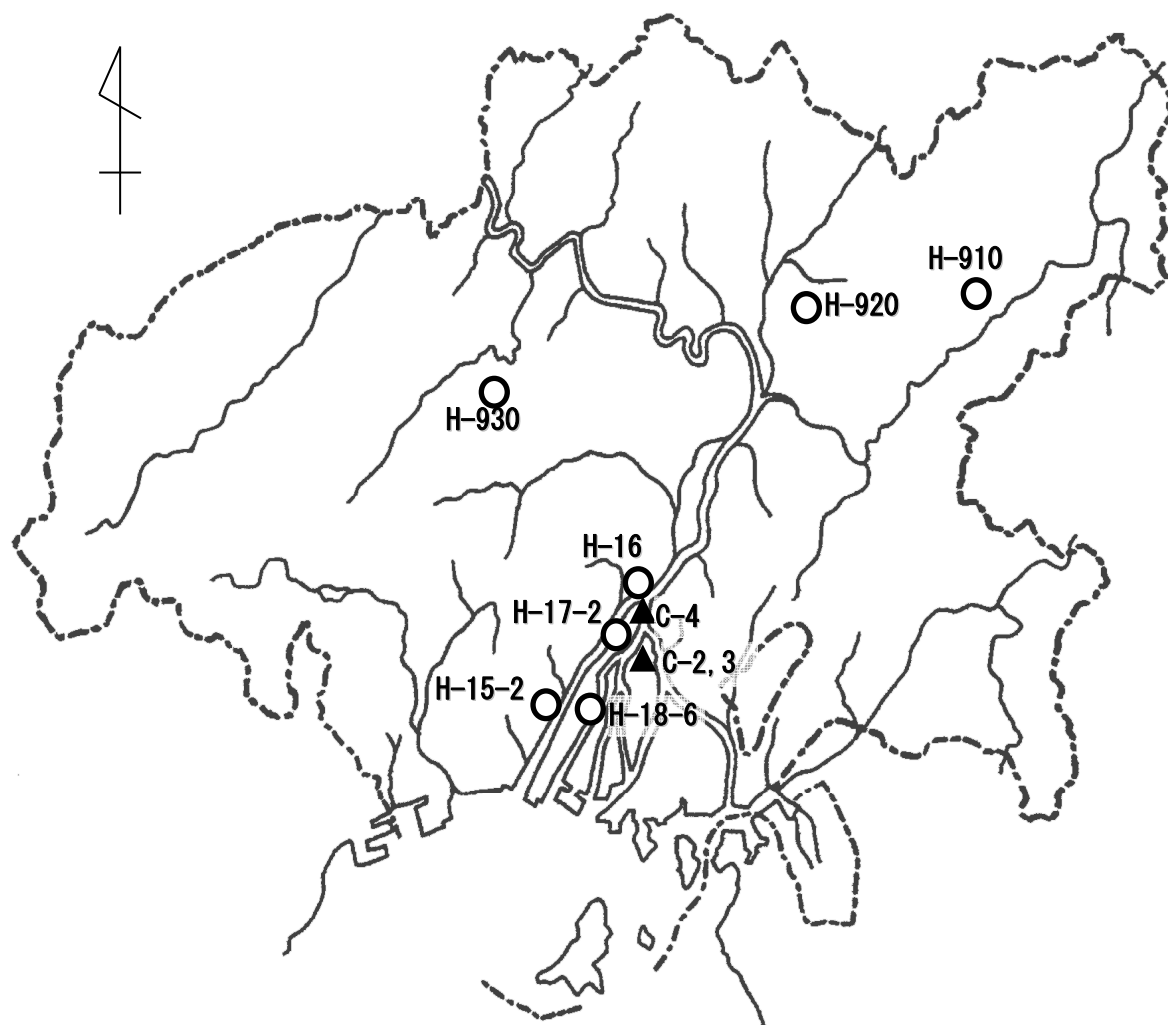
地下水調査測定点配置図(1):継続監視調査及び汚染井戸周辺地区調査測定地点図
(広島市, 呉市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定地点配置図(2):概況調査測定地点図
(広島市, 呉市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定点配置図（３）
（広島市の区域）

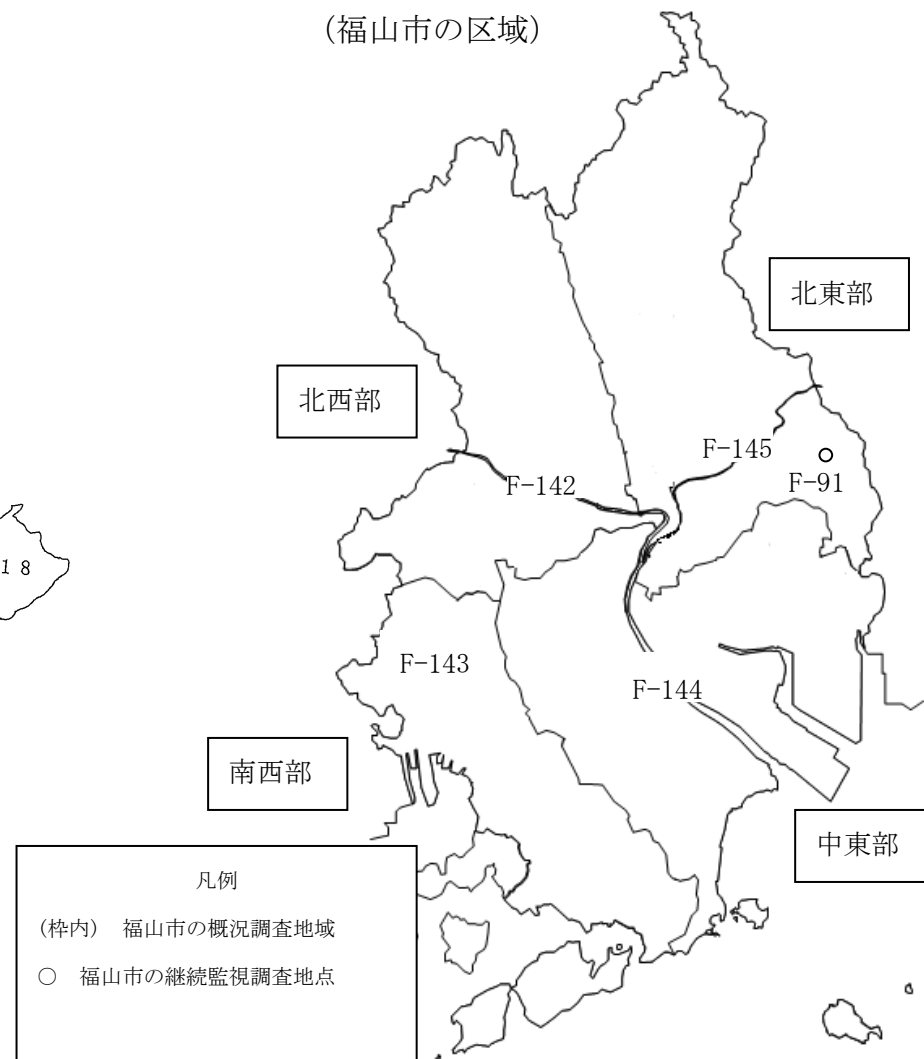


- 凡例
- ▲ 中国地方整備局の概況調査地点
 - 広島市の概況調査地点
(H369～H378 未定)
 - 広島市の継続監視調査地点

地下水調査測定点配置図（４）
（呉市の区域）

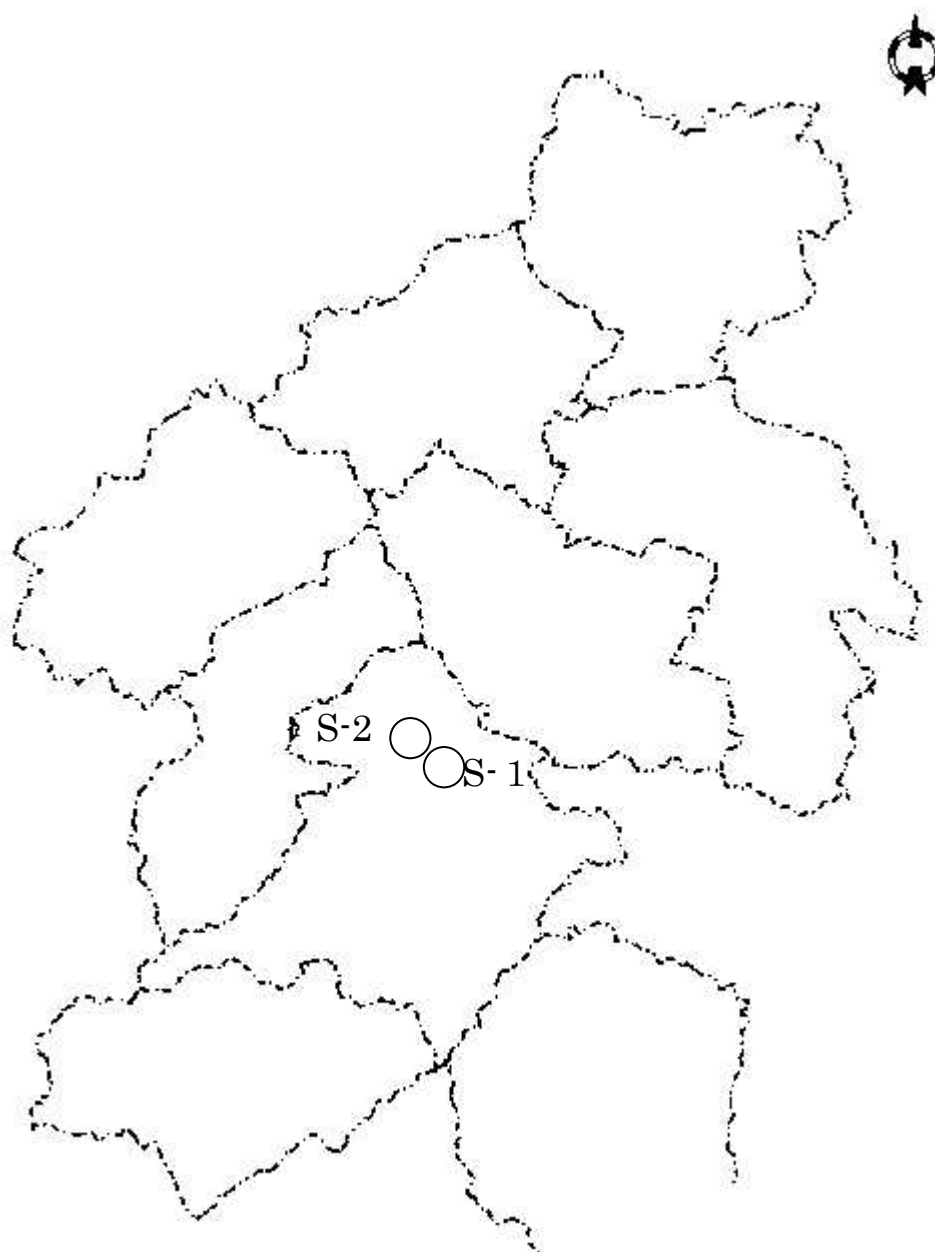


地下水調査測定点配置図（５）
（福山市の区域）



地下水調査測定点配置図（6）

（東広島市の区域（ただし，広島県の測定地点を除く。））



凡例

- 東広島市の概況調査地点
（S11，S12 未定）